

令和5年度
高槻市教育委員会事務
「点検・評価」報告書

令和6年1 1月
高槻市教育委員会

も く じ

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見・・・・・・・・・・・・4頁

＜資料＞

令和5年度 教育委員会事務「点検・評価」表・・・・・・・・・・18頁

結果及び評価の根拠となる実績等・・・・・・・・・・・・・・37頁

1 はじめに

(1) 概要

この高槻市教育委員会事務「点検・評価」報告書は、本市教育委員会が、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条」の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに住民への説明責任を果たすため、教育諸事業全般の事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行った結果をまとめたものです。

<地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）>

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

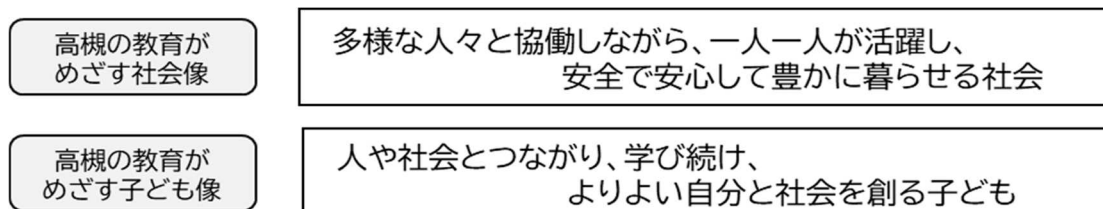
(2) 第2期高槻市教育振興基本計画について

本市においては、平成27年に「教育振興基本計画」（計画期間平成27年度～令和2年度。以下「第1期計画」という。）を策定し、様々な教育施策を展開してまいりました。

第1期計画が期間満了するにあたり、これまでの取組について検証を行い、近年の少子高齢化や社会情勢の急激な変化など、教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、教育の目的を実現する教育施策をさらに推進するため、「第2期教育振興基本計画」（計画期間令和3年度～令和12年度。以下「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画においては、めざす子ども像の実現に向けて、6つの目標と26の基本施策を設定しています。

第2期教育振興基本計画体系図



目標1-1 確かな学力の育成	目標2-1 学校力の向上
1 9年間を見通した教育課程の編成と実施	1 安全・健康対策の充実・推進
2 きめ細かな学習指導の充実・推進	2 学校の組織力の向上
3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進	3 教職員の資質・能力の向上
4 一人一人に応じた教育・支援の推進	4 教育環境の整備
5 ICT機器を活用した教育の充実・推進	5 小中一貫教育の推進
6 学校図書館を活用した学習活動の推進	6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進
	7 幼児教育等の充実
目標1-2 豊かな心の育成	目標2-2 家庭力の向上
7 道徳教育の推進	8 家庭教育の推進
8 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	9 PTAとの協働と活動支援
9 人権教育の推進	10 福祉機関等との連携
10 生徒指導の推進	
目標1-3 健やかな体の育成	目標2-3 地域力の向上
11 安全教育の充実・推進	11 地域等との協働の推進
12 健康教育の充実・推進	12 青少年健全育成の推進
13 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	13 公民館・図書館の充実

(3) 教育努力目標について

本市においては、第2期計画に基づき、毎年度「教育努力目標」を設定し、実施計画として位置づけています。この実施計画に基づき様々な取組を実施し、翌年度にその実施状況について「教育委員会事務の点検・評価」を行っています。

(4) 点検・評価表について

「教育委員会事務の点検・評価」を行うにあたり、教育努力目標ごとに令和5年度の事業概要を振り返り、結果について点検・評価を行いました。評価については、第2期計画のめざす方向性の進捗状況確認するうえで、令和5年度にめざす結果を達成した場合には「○ 達成」、概ね達成できた場合には「△ 概ね達成」、達成出来なかった場合には「× 未達成」としています。また、努力目標ごとに今後の方向性を設定しています。

(5) 重点目標ごとの評価

前述の点検・評価表を基に、第2期計画における振り返りと今後の方向性を設定した重点目標ごとの評価について、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見を活用し、意見を聴取しました。

(6) 学識経験者からの意見聴取

重点目標ごとの評価を行う上で、学識経験者との意見交換会を行い、意見を聴取し、最終的な今後の方向性を設定しています。

今回、意見を聴取した学識経験者は次の方々です。

<学識経験者>

- 三川 俊樹（みかわ としき）氏
追手門学院大学 心理学部 教授
- 井上 正人（いのうえ まさと）氏
平安女学院大学 子ども教育学部 特任教授

(7) 今後について

重点目標ごとの評価を基に取組内容の見直しを図ることで、次年度の教育努力目標の改善を図ります。

2 重点目標ごとの評価及び学識経験者意見

重点目標 1－1 確かな学力の育成

<令和5年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・全中学校区で、中学校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を記した「中学校区グランドデザイン」を策定した。校区の小中学校が連携し、グランドデザインに基づき、義務教育9年間を見通した教育課程を編成した。
- ・令和5年度はおおむね年度当初に計画していた通りに教育課程を終わらせ、全ての学校で標準授業時数を確保することができた。
- ・令和5年度の全国学力・学習状況調査における高槻市の平均正答率は、実施全教科（小学校国語・算数、中学校国語・数学・英語）において、全国の平均正答率より上回っており、各学校の授業改善の成果が伺える。社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけていくことが課題である。
- ・「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、研究を進めた。学習指導拠点校区において、研究体制、研究内容の共通理解を図り、研究の推進に向けた体制づくりを行った。
- ・教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、子ども達一人一人の多様な背景に応じつつ、他者との対話や協働により学びを深めることができる授業の在り方を研究した。
- ・各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を年6回実施し、市内の取組を共有し、推進計画書に基づいた自校の取組を見直すことなどを通して、各学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や校内の組織的な研究体制の構築につなげることができた。
- ・中学生の学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指して実施してきた中学校家庭学習支援事業「学びup↑講座」を、令和5年度より小学校5・6年生に拡大し、家庭背景に左右されず、全てに児童生徒の学校外の学習の機会の保障に努めた。しかしながら、令和5年度の全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の質問「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」について、肯定的回答をした生徒の割合が令和3年度をピークに減少傾向にあり、また全国平均を下回っていることから、引き続き、家庭学習の推進や自学自習力の育成に課題がある。家庭学習につながる授業づくりの推進、小学校段階からの家庭学習の習慣化、授業以外の学習の機会の確保が必要である。
- ・各学校では、特別支援教育校内委員会において、支援が必要な児童生徒の教育内容や、通常の学級、通級指導教室、支援学級といった学びの場の検討を行った。
- ・児童生徒1人1台端末の効果的な活用を推進するため、「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に置き、学校間の情報共有や校内研修の充実を図った。長期休業時の家庭学習の他、新型コロナウイルス感染症対策や不登校支援として、Wi-Fi環境がない家庭に対してモバイルルータの貸出を行った。
- ・司書教諭連絡会や学校図書館運営協議会等において、学校図書館を充実・活用するためのモデル校（北大冠小、第六中）の取組を発信し、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた実践を全小中学校で共有した。

<今後の方向性>

- ・全中学校区へのコミュニティ・スクールの導入を見据え、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた保護者や地域住民にもわかりやすい「中学校区グランドデザイン」を策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。その際、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、各教科の学習、特別活動、総合的な学習の時間の学習内容を効果的に関連づけるとともに、校区の小中学校が連携し、9年間の一貫性のある教育課程の編成を行う。
- ・公募により人事異動を行う「トライシステム」等を活用した、小中学校の学校種を越えた人事異動の推進や、小学校の教科担任制のさらなる拡充により、9年間を見通した学習指導の充実を図る。
- ・学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう、授業時数を適切に配当する。なお、学校教育法施行規則別表に則って標準授業時数を大きく上回ることをしないよう留意する。
- ・学習指導拠点校区（第一中学校区）については、教育センターとの共同研究を進めるとともに、各学校の授業改善担当者から成る共同研究推進担当者会の取組と連動させること、研究授業のオンライン公開を行うこと、研究資料のデータベース化を行うことなどを通して、市内全小中学校と研究内容を日常的に共有し、第一中学校区を拠点として、各中学校区の授業研究が深化するための仕組みづくりを行う。
- ・教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、引き続き、「全ての児童生徒の学習保障」という観点から取り組む。「家庭学習」についても、授業づくりと一体的に研究を進め、授業を通して自分の課題を見つけ、自分にあった計画を立て、ICT教材等を活用して一人で取り組む時間を確保するなど、最終的には、自立的に学習に向かう力をつけることを目指す。
- ・家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、各学校の学習保障の取組と連動させるとともに、福祉部局等とも連携し、社会経済的背景による学力格差の是正につながるよう取組を推進する。
- ・児童生徒の障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、通常の学級、通級指導教室、支援学級における一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。これまで通級指導教室では、1対1の指導を基本に進めてきた。今後、通級指導教室における児童生徒の状況に応じた多様な指導形態や、支援学級で実施する各教科の特別の教育課程についての研究を進める。
- ・児童生徒1人1台端末の活用については、「新時代の学び」推進担当者会の設置を令和5年度までとし、令和6年度以降は共同研究推進担当者会の取組にICTを活用した授業づくりを含め、研究を進めていく。また、授業における効果的な活用の研究とともに、家庭での端末の利用が、より日常的なものになるよう合わせて研究を進める。
- ・学校図書館を充実・活用するためのモデル校を同一中学校区の小中学校（令和6年度は、北大冠小、第六中）で設定し、義務教育9年間の教育課程と関連付けた学校図書館の計画的な活用を通じて、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた研究を推進する。また、モデル校の取組の成果を全小中学校で共有し、市内全体の学校図書館の活用を推進する。
- ・全小中学校に配置の読書活動協力員に加え、令和6年度より各中学校区に校区学校司書を配置し、司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、9年間を見通した推進体制を構築する。司書教諭を中心とした校内推進体制を確立するとともに、全ての教員が、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を活用できるよう指導・助言を行う。

<学識経験者意見>

三川先生

・全中学校区において「中学校区グランドデザイン」に基づき、義務教育9年間を見通した教育課程が編成されたことは高く評価できます。その内容については、あらためて簡潔に整理し、児童生徒・保護者・地域住民にわかりやすく発信する配慮と工夫を期待します。

・令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果から各学校の授業改善の成果がうかがえることは評価できます。社会経済的背景による学力格差の拡大・固定化に向けての対策を、喫緊の課題として講じていただきたいと思います。

・「学習指導」について研究をする学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、研究の推進に向けた体制づくりを行われたほか、教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、子ども達一人一人の多様な背景に応じて、他者との対話や協働により学びを深めることができる授業の在り方が検討されたことは大いに評価できます。今後はこれらの研究成果の効果的な発信を期待します。

・中学校家庭学習支援事業「学びup↑講座」を小学校5・6年生に拡大し、児童生徒の学校外の学習の機会の保障に努めた点は高く評価されます。家庭学習につながる授業づくり、小学校段階からの家庭学習の習慣化等について取組が継続的に推進され、具体的な方法を提示されることを期待します。

井上先生

・中学校区グランドデザインを、前年度の成果からさらに保護者・地域住民にもわかりやすくすることは、各学校の取組を理解していただく上でとても重要だと思われます。そのためには、より具体的で児童生徒の姿がイメージできるようなグランドデザインのアピールの仕方を工夫して頂きたいと思います。

・「家庭学習」と授業づくりの一体的な研究については、児童生徒の様々な家庭背景がある中でどこまで研究を深めることができるか難しいところではありますが、個に応じたきめ細かな指導体制や指導内容・形態などを考えながら実現をめざしてほしいと思います。その中で、ICTの活用も関係してくると思われますが、例えば家庭で習熟を図る活用や、授業の中で「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現を進めるための活用など、各々の棲み分けを考えながら効果のある取組を期待しています。

・第一中学校区を拠点とした授業研究の仕組みづくりにおいては、中核となって進めていくことでいろいろな資料が全中学校校区に共有できる環境を整えるだけでなく、さらに共有したことをそれぞれの中学校区で校区の実態に合う形に加工しながら、よりよい活用がなされることを期待しています。

重点目標 1－2 豊かな心の育成

<令和5年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・ 道徳科の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡会を年2回開催するとともに、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（第七中学校区）の取組を市内小中学校に発信した。
- ・ キャリア教育については、中学校区のキャリア教育全体計画を作成し系統性のある指導を行った。また、その際、児童生徒が活動を記録し、蓄積する教材であるキャリア・パスポート（令和2年度から実施）を全校で活用した。
- ・ 社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用し、社会の一員としての自覚を育む教育を推進した。
- ・ 文部科学省の人権教育推進地域事業指定校（城南中学校区）では、公開研究会を開き、日々の授業づくりと、小中一貫教育からアプローチする教育活動について、その研究成果を発表することができた。また、人権教育研究学校では、人権教育の具体的な実践、研究の成果を人権教育資料集にまとめ、周知することで、各学校における学習内容や指導方法などの工夫改善に生かすことができた。
- ・ いじめの対応については、広く捉えて早期に発見し、組織で対応するといった「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透は図られている。学校では事実の調査に加え、被害児童生徒の心のケアや支援及び、加害児童生徒に対しても、成長支援の観点から指導・援助を行わなければならない。様々な状況により、保護者との信頼関係を構築できず対応が困難になるケースがあることから、学校の対応の方針を、保護者と丁寧に関わり、連携して指導や支援にあたる必要がある。
- ・ 令和5年度の小中学校の不登校児童生徒数は、809人で過去最多となり、不登校児童生徒の急激な増加は、深刻な課題である。令和4年度から2年間で、2つのモデル中学校区（第七中学校区、第十中学校区）を不登校児童生徒支援推進モデル校区に指定し、学習面でのつまずきが、不登校の継続や学校への復帰を妨げる要因であると捉え、学習指導の視点を取り入れた不登校支援の研究を行った。また、令和5年度には、目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図るため、2つの中学校区で漢字検定に取り組んだ。モデル中学校区において不登校を含む長期欠席者数の減少につながるなど、不登校の抑制に一定の成果があった。

<今後の方向性>

- ・教科の学習を深め、各個人が学んだことを「よりよい社会づくり」につなげる学びにするためにも、集団や社会の形成者としての資質・能力を育む「特別活動」の時間を充実させる必要がある。とりわけ、話し合い活動を通して合意形成を図ったり、自己の課題の解決や将来の生き方を描くために意思決定を行う「学級活動」の充実を図れるよう各学校の取組を支援する。また、児童生徒が自身の変容や成長を実感することができるよう、キャリアパスポートを効果的に活用する。
- ・人権教育研究学校として、市内で1中学校区（令和6年度は、五領中学校区）を委嘱し、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進する。
- ・いじめが生じた後の支援や指導を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強い指導を積み重ねることが重要であり、教職員、保護者など関係する大人が連携して取り組めるよう、「学校問題解決チーム」の派遣など、学校支援を行う。
- ・令和6年度は、不登校児童生徒支援推進モデル校区において実施した「漢字検定」の取組を3つの中学校区で全学年を対象に実施し、市が受検料を半額負担するとともに、研究の成果を市内で普及していく。また、教育センターの不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした、校内適応指導教室の全校設置を行い、機能の充実を図るとともに、これまでの「小中学生指導担当者連絡会」を「不登校担当者会議」という名称に変更し、不登校対策についての交流や事例報告を行い、各学校の組織的な対応につなげる。
- ・発達障がいなど配慮や支援が必要な児童生徒の中には、いじめの加害や被害になったり、また不登校などの課題を抱える場合が多いことから、特別支援教育に関する研修等を行い、教員が、児童生徒の課題や特性を理解した上で、生徒指導を行うことができるよう学校支援を行う。
- ・教職員に生徒指導提要の趣旨の浸透を図り、学習指導と生徒指導の関連を図りながら、児童生徒の自立や協調といった内面的な成長を支える働きかけを行う。

<学識経験者意見>

三川先生

・キャリア教育の中で、児童生徒が活動を記録し、蓄積する教材である「キャリア・パスポート」（令和2年度から実施）を全校で活用している点は大いに評価できます。なお、「キャリア・パスポート」の記述や自己評価に際しては、教師による「対話的なかわり」（キャリア・カウンセリング）が必要であり、そのための研修等の機会が望まれます。

・いじめの対応については、「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透が図られ、不登校児童生徒の急激な増加についても深刻な課題として認識されているが、令和4年12月に示された「生徒指導提要」（改訂版）の趣旨に沿って「発達支持的生徒指導」の意義を十分に反映させた取組が推進されることを期待します。なお、不登校児童生徒支援推進モデル校区（第七中学校区、第十中学校区）で実施された学習指導の視点を取り入れた不登校支援の研究では、不登校を含む長期欠席者数の減少につながるなど不登校の抑制に一定の成果があったことが報告されており、継続的かつ発展的な取組が期待されます。

井上先生

・「特別活動」「学級活動」の時間の充実を図ることは教科学習だけでは補えない部分を補完できることもあると考えます。これらは独立したものではなく、「特別活動」「学級活動」で身につけた力が教科学習の中でも活かされることが極めて重要だと思われます。「～活動」となると活動をメインに考えてしまいがちですが、活動する前や後（振り返り）で児童生徒が課題解決をするような場の設定を指導者が意図的に計画をすることも大切になってくると考えられます。学年・学級の実態に応じた取組の工夫を期待します。

・不登校児童生徒に関わる研究を学習指導や学習意欲の視点から取り組んだことへの成果が出たのは喜ばしいことだと思いますが、現実には友人関係や家庭背景など不登校の要因は学習面のつまずきだけではないと考えられます。「不登校担当者会議」では、様々な視点からの要因やその対策の交流が活発に行われ、児童生徒に的確な対応ができるようになることを期待しています。

重点目標 1－3 健やかな体の育成

<令和5年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・各校において、現実には発生しうる状況を想定した避難訓練を企画・実施するとともに、訓練に際し、児童生徒へ「たかつき安全NOTE」を活用して事前・事後指導を行うなど避難訓練から得られる学びを高める取組を行った。また、各校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の3領域(生活安全・交通安全・災害安全)が網羅的に実施される計画となっているか、確認及び指導助言を行った。
- ・セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区において、水泳指導中における事故に対する対応訓練を各校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及を図ることができた。
- ・学校給食については、地元産の米や野菜などを使用することで、地産地消の取組を推進し、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進してきた。また、子育て世帯の家計への負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支えるため、中学校に引き続き、小学校についても、通年で給食費を無償化した。
- ・令和5年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和4年度）と比較して体力合計点が、中学校の女子で下回ったが、小学校男女、中学校の男子は上回る結果となった。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた体育指導の研修や、高槻市教育研究会体育部会・保健体育部会による研究活動を通じて、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校は男女とも令和4年度と比較して上昇した。
- ・水泳授業の実施に関し、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を行った。
- ・今後の部活動の在り方については、庁内の関係課からなる検討会議を立ち上げ、部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に関わる事項を議題にし、新たな部活動の運営の在り方について検討を行った。

<今後の方向性>

- ・「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるように取り組んでいく。
- ・セーフティプロモーションスクール認証校での取組から得られた成果を他校区に普及させ、市全体の学校安全に関する取組の一層の充実を図る。
- ・健康教育の充実・推進においては、地産地消の取組及び給食費の無償化を継続し、食育の推進に努めていく。
- ・連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、小中学校の教員が互いの授業を参観したり、合同で指導案を作成したりなどの、連携した取組を促進する。また、小学校の指導を、専門性のある中学校の教員が行うなど、教科担任制の拡充を図る。体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と、活動内容に応じた事故防止対策を講じる。
- ・全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、研修や研究の機会等を通じて、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくり、運動の習慣化につながる授業づくりを推進する。
- ・水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について引き続き検討を進める。
- ・各学校において、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実が図られるよう指導・助言を行う。
- ・中学校における部活動を通して、技術の向上と健康で豊かな感性を持つ生徒の育成を図るとともに、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を含めた今後の在り方を検討し、スポーツ及び文化芸術環境の整備充実を段階的に進める。また、高槻市立小中学校文化芸術祭の在り方についても併せて検討を行う。

<学識経験者意見>

三川先生

・現実に発生しうる状況を想定した避難訓練の企画・実施、水泳指導中における事故に対する対応訓練の公開実施など、学校安全に関する取組は一層の充実を図っていただきたいと思います。

・学校給食については、地産地消の取組など教育的効果を引き出す工夫に加え、小学校についても給食費を無償化した点は大いに評価されます。

・民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方が検討されているほか、今後の部活動の在り方や運営についても庁内の関係課からなる検討会議で議論がなされていることは評価されます。なお、その検討や審議の経過については、時期を見計らいながら提示していただきたいと思います。

井上先生

・避難訓練については、各小中学校の設置場所（川のそば、急な坂が多い、住宅が密集しているなど）によって避難のあり方が多少なりとも変わってくるのではないかと思います。「たかつき安全NOTE」「校区安全マップ」を積極的に活用する中で、その校区に合った重点課題などを精査し、保護者・地域の大人にも共有できるような工夫をしていくことも大切ではないかと思いました。

・運動能力の低下防止に向けて体育の授業の工夫を進める中で成果が見られたことは評価できます。この成果を踏まえ、個に応じた適切な指導も大切ではないかと思われます。体育嫌いな子、運動が苦手な子はデータ上では少なくても必ずいるので、その子が少しでも体育が好きになるためのさらなる授業改善を期待します。

・毎年、暑さ対策が深刻になっている中、暑さのあまり水泳授業ができないこともあったと聞いています。熱中症対策も含め、児童生徒が安全に授業に臨めるような対策を出来る限り早く進めていければと思います。

重点目標 2－1 学校力の向上

<令和5年度の振り返り（成果又は課題）>

- ・学校施設については、「学校施設整備方針」に沿った計画的な老朽化対策と教育環境の改善及び充実に努め、事後保全から予防保全への転換に取り組み、国庫補助制度を活用しながら整備計画の進捗を図った。校舎改修のほか、トイレ整備、エレベーター設置、空調整備等を実施し、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境を充実させることができた。
- ・学校の安全体制の強化については、子ども見守りサポーターのロゴマーク募集等の啓発活動を通じて、「ながら」見守り活動の周知を図ることで、若年者層の参加協力を呼びかける情報発信を行うとともに、高槻警察署を始めとした関係機関との連携を適切に行った。
- ・新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月から位置付けが5類感染症となった。年度を通じて、国や府からの通知に基づき、平時と流行時それぞれに見合った適切な感染対策を実施したことで、学校内での感染抑制につながった。
- ・学校給食については、調理場の衛生管理や食物アレルギー対応において、引き続き、指導の徹底を図った。
- ・首席については、首席会を通して、首席の職務を理解し、ミドルリーダーとして何をすべきかが浸透してきている。指導教諭については、経験の浅い教員と関わることで、指導力を向上させると同時に、指導教諭自身が理論と実践について考える機会となっている。
- ・共同学校事務室体制のもと、6中学校区ごとの「ブロック」や2中学校区ごとの「分割ブロック」を活用した共同実施を行い、共同実施による相互支援によって「質の向上」「ミスや不正の防止」「人材育成」の追求を図ることができた。
- ・教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムについて、校長会等と連携しながら、課題整理を進めた。申請等の手続きに費やす時間を短縮し、教育活動に時間的な還元ができるよう、開発企業とも随時会議をもち、システムの改修を行っている。
- ・個人情報の適切な取扱いについては、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーを徹底し、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識の取得を目的として、校内担当者、新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。
- ・「教育公務員特例法」の改正により、令和5年度より、教員の研修履歴の記録を作成した。
- ・教育センターの研修において、集合研修とオンライン・オンデマンド研修を効果的に組み合わせて、教職員の資質・能力の向上を図った。
- ・人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の対象を、これまでの「連携型小中一貫教育の推進をさらに効果的に進める教員の区分」等に加え、「学習指導拠点校区の取組に携わり授業力を高めたい教員の区分」、「SPS認証校における学校安全の取組に携わり、学校安全についての認識を深めたい教員の区分」に拡大した。
- ・ICT環境の整備については、老朽化した機器を更新したほか、オンラインによる会議や研修の実施のほか、児童生徒間の交流の実施等、ICTを効果的に活用した取組を行った。また、夏季教育セミナーでは、各学校へのオンライン配信を行った。
- ・令和5年度より実施の「学校図書シン100万冊計画」による蔵書の重点整備により、全小中学校で国が示す「学校図書館図書標準」を超えることができた。
- ・通級指導教室において指導を受ける児童生徒のニーズが高まっていることから、令和5年度は前年度と比べ、小学校9教室、中学校5教室の増設置を行った。
- ・義務教育学校の設置に向けた取組を推進するため、調査研究を進めるとともに、教育委員会事務局職員で構成する検討委員会を設置し協議を行った。
- ・令和5年度は、第2期モデル中学校区である3中学校区（第一中学校区、第七中学校区、第十中学校区）に学校運営協議会を設置し、各中学校区3回の会議を通して、学校の教育活動を地域と共有した。第3期モデル中学校区として、新たに4中学校区（第三中学校区、柳川中学校区、五領中学校区、冠中学校区）を指定し、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を行った。また、分散進学校区におけるコミュニティ・スクールの設置モデルを構築することができた。
- ・幼児教育の充実については、公開保育や事例研修などの研修を通して、子ども一人一人を多面的に捉え、実践の中で活かしながら工夫した保育・教育に取り組むことにより、教員の資質向上に努めた。また、オンデマンド研修を活用するなどにより、計画的に研修に取り組むことができた。
- ・異年齢児学級保育について、遊びを通して異年齢児でのかかわりを深める環境づくりや援助の在り方を意識することで、子どもたちの豊かな育ちにつなげることができ、また、職員間で子どもへの関わりや姿を、会議などにおいて共有することで、教員の子ども理解や質の向上に努めた。

＜今後の方向性＞

- ・学校施設については、令和7年度末までの全小中学校の体育館空調の整備に加え、トイレ整備についても洋式・乾式化の一層の推進を図る。
- ・学校の安全体制の強化については、セーフティプロモーションスクールの取組により得た知見を全校へ拡げていく中で、コミュニティスクールとの連携等も検討していく。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症については、引き続き、保健所等の関係機関と連携しながら情報共有し、国や府からの通知に基づいた適切な感染拡大防止に努める。
- ・学校給食については、引き続き、衛生管理マニュアルに基づく指導を継続し、調理場における衛生管理の徹底と調理作業効率の向上に努めていく。
- ・首席については、首席会を定期的実施し、学校の核となる存在として、より課題意識をもって学校運営に参画できるようにする。指導教諭については、経験の浅い講師との相談対応を充実させ、また、教育センター主催の研修講師として専門性を生かしながらさらなる活動の活性化を図る。
- ・共同学校事務室を活用し、事務支援センター及びブロック長・副ブロック長を核にしながら、市内全体の事務職員を指揮・指導し、事務職員が学校運営及びブロック単位で主体的に活躍できることを目指す。
- ・虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への繰り返される要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。特に学校現場では、事案の初期対応の段階から、法務の専門家に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることから、教育委員会事務局内における、法務相談体制の構築に向けた研究を進める。
- ・学校を取り巻く諸課題に対応するため、令和6年度は、小中学校に派遣するスクールソーシャルワーカーを3人から6人に増員し、家庭・学校・地域と関係機関との連携による取組を推進する。
- ・校務支援システムは、現状の業務の流れを一層踏まえたシステムになるよう改良を続け、学校現場の働き方改革を後押ししていく。
- ・児童生徒にとって、最も影響力のある教育環境は教員であることから、働き方改革により、教員が本来担うべき学習指導、生徒指導の優先順位を上げ、教員の資質・能力の向上への取組を、より一層推進する。
- ・個人情報の適切な取扱いについて、各校1名配置の情報担当者に向けて、情報セキュリティの研修を行うことで、校内の周知に努める。経験の浅い教員等の認識不足による不適切な取扱いにつながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。
- ・研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、相互に資質・能力を高め合う職場環境づくりを進める。
- ・公募による人事異動を行う「トライシステム」の活用を促し、校種間の人事交流や、人材育成を促進する。
- ・ICT環境の整備については、教育ネットワークシステム検討委員会において、現在の課題を解決し、より効果的効率的に利用できるシステムについて検討を行う。また、情報教育担当者会において、情報交換や好事例の共有により、各校における教育環境の整備をさらに進めていく。
- ・校務におけるICTの活用については、効果的に実施されているオンラインによる会議や研修、児童生徒間の交流について推進する。
- ・学校図書館の環境整備としては、令和5年度から令和8年度の4年間を「学校図書シン100万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図る。また連携型小中一貫教育の枠組みを生かし、令和6年度より全中学校区に校区学校司書を配置する。
- ・一人一人の障がいの状況に応じた学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備、とりわけ通級指導教室の増設置については計画的に推進する。
- ・令和6年度は、第3期モデル中学校区である4中学校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの機能が果たせるよう、支援を行っていく。また、令和7年度に全中学校区で学校運営協議会を設置することを目指し、これまでのモデル事業の成果を普及させるとともに、学校運営協議会の立ち上げに向けた支援や助言を行っていく。
- ・外部委員で組織される会議体を設置し、義務教育学校の設置に向けた今後の取組について調査、審議を進める。
- ・令和7年度から幼稚園5園において実施予定の3年保育（異年齢児学級）の開始に向け、教育課程や環境及び援助について、認定こども園との合同研修の機会をもつなどにより、環境の整備や研修の充実に努める。
- ・引き続き、公開保育や研修を通して、保・幼・認・小の教員間での相互理解の推進に努めるとともに、教員間及び幼児と児童の交流の促進を図るなど、異校種間の職員がともに学びあえる環境を整備することにより、円滑な接続に努める。

<学識経験者意見>

三川先生

- ・学校施設については、「学校施設整備方針」に沿って計画的な老朽化対策と教育環境の改善に努め、安全で快適な教育環境を充実が図られてきたことは評価されます。
- ・学校の安全体制の強化については、「ながら」見守り活動の周知や、若年者層の参加協力を呼びかける情報発信、関係機関との連携が図られており、今後の継続的な取組が期待されます。なお、セーフティボランティア登録者の高齢化や減少が課題となっている中で、今後の方針や見通しについて検討する必要があると考えます。
- ・教職員の資質・能力の向上は喫緊の課題であり、教員の研修履歴の記録の作成や、集合研修とオンライン・オンデマンド研修を組み合わせた研修が工夫されているほか、公募による人事異動を行う「トライシステム」の対象を拡大するなど、人材育成を図るための取組が推進されており、引き続き期待したいと思います。
- ・児童生徒のニーズの高まりを受けて通級指導教室の増設置が行われているが、計画的な実施に加えて、担当する教員等の資質・能力の向上にも努めていただきたいと思います。

井上先生

- ・児童生徒が安全で安心して学校生活を送るためには、教員がゆとりのある働き方ができる環境にあることが重要な要因になると考えます。今後の方向性に書かれている具体的な内容の実現に期待しています。
- ・体育館の空調の整備は近年の異常なほどの暑さを考えると早急な対応を願いたいです。
- ・首席や指導教諭を位置付けることで、さらなる学校運営や授業改善が進むことを期待しますが、例えば経験の浅い教員が受け身になることなく、全ての教員が積極的に学校力を高めるといった意識をもつことができるような立場で推進をされることを期待しています。
- ・学校図書館における読書環境の充実に向けた取り組みは高く評価できると思われます。今後は「読書嫌い」「活字離れ」にならないよう、一層の読書指導の工夫や図書室の有効利用などにも力を入れていくことを期待しています。
- ・一人一人の障がいの状況に応じた学びの場を確保することはとても重要であり、今後のさらなる取り組みによる充実を期待します。あわせて教員の負担が増えることのないよう、人的配置等の工夫においても改善できるよう期待します。

重点目標 2－2 家庭力の向上

< 令和 5 年度の振り返り（成果又は課題） >

・ PTAとの協働と活動支援では、PTAと協働して、子育てに関する知識の習得や保護者同士の交流、人権感覚を養うための講座や研修会、「PTA人権問題学習会」及び「PTA家庭教育学習会」等を開催した。

< 今後の方向性 >

・ PTAとの協働と活動支援については、生活スタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化、家庭の孤立化など、子育て世代を取り巻く社会環境の変化が著しいなか、保護者が子育てや家庭教育について学びやすい場となるよう、内容や手法について情報提供等を行い、家庭教育を推進する。

< 学識経験者意見 >

三川先生

・ PTAとの協働によって、子育てに関する知識の習得や保護者同士の交流を図る取組や、人権感覚を養うための講座や研修会等が開催されており、一定の評価に値します。その一方では、PTA活動の継続が徐々に困難になりつつあり、保護者が子育てや家庭教育について学ぶ機会が減少していることを危惧いたします。家庭の教育力の改善や向上に向けた新たな方策を検討していただきたいです。

井上先生

・ PTAのあり方については近年メディアでも話題になってきているので、正しい情報が保護者や地域の方々に届くよう、適切な対応を期待しています。PTAの活動ばかりが表面化されると「参加しにくい」「したくない」といった思いをもつかもかもしれません。子育てに悩む保護者もおられると思います。保護者も児童生徒が健やかに成長していくため、家庭教育の推進のための「PTAとの協働・活動支援」であることが伝わるよう、広報活動を工夫するなどの対策を期待します。

重点目標 2－3 地域力の向上

<令和5年度の振り返り（成果又は課題）>

・コミュニティ・スクールについて、導入した5つの中学校区に地域学校協働活動推進員を配置した。この5つの中学校区では学校支援活動を行う学校教育活動サポーターの登録が増え、支援活動が行われた。また、地域向けの研修会を行い、学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の準備を進めた。今後、他の中学校区においても段階的に導入を進めるが、地域の実情に即したアプローチを工夫することが必要である。

<今後の方向性>

・地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。

<学識経験者意見>

三川先生

・コミュニティ・スクール構想を導入した中学校区に地域学校協働活動推進員を配置し、学校教育活動サポーターによる支援活動が行われた点は評価に値します。引き続き、児童生徒と学校の実態を踏まえ、家庭や地域の実情に即したアプローチを工夫するために、学校運営協議会の活性化を大いに期待します。

井上先生

・地域学校協働活動推進委員の配置により、学校教育活動サポーターの登録が増加したことは、取組の成果として評価できると思います。5つの中学校区においては学校運営協議会も巻き込んでさらに好循環を起こし、より活性化することが期待できますが、配置できていない中学校区との支援活動の取組に差が開かないよう、手立てを施すなど更なる対策を期待します。

<資料> 令和5年度教育委員会事務「点検・評価」表
○重点目標1－1 確かな学力の育成

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1) 9年間を見通した教育課程の編成と実施	①地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、中学校区グランドデザインを策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。	各学校に教育課程ヒアリングを実施し、義務教育9年間を見通した教育課程の編成状況を確認し、指導・助言を行った。	○ (達成)	全中学校区で、中学校区の「めざす子ども像」「中期的な経営ビジョン」「各年度の教育目標と重点取組」を記した「中学校区グランドデザイン」を策定した。校区の小中学校が連携し、グランドデザインに基づき、義務教育9年間を見通した教育課程を編成した。 令和5年度はおおむね年度当初に計画していた通りに教育課程を終わらせ、全ての学校で標準授業時数を確保することができた。	無	全中学校区へのコミュニティ・スクールの導入を見据え、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた保護者や地域住民にもわかりやすい「中学校区グランドデザイン」を策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。その際、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、各教科の学習、特別活動、総合的な学習の時間の学習内容を効果的に関連づけるとともに、校区の小中学校が連携し、9年間の一貫性のある教育課程の編成を行う。 公募により人事異動を行う「トライシステム」等を活用した、小中学校の学校種を越えた人事異動の推進や、小学校の教科担任制のさらなる拡充により、9年間を見通した学習指導の充実を図る。 学習指導要領に示されている各教科等の内容が当該学年で確実に指導されるよう、授業時数を適切に配当する。なお、学校教育法施行規則別表に則って標準授業時数を大きく上回ることのないよう留意する。	教育指導課
(1) 9年間を見通した教育課程の編成と実施	②各中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」や教育課程を、保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図る。	学校教育自己診断や、学校運営協議会委員・学校評議員による学校関係者評価を活用した「学校評価」を実施し、保護者や地域の意見を踏まえた教育課程を編成するとともに、学校評価の公表により、目標や課題の共有を図ることができるよう、指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校（コミュニティ・スクール導入中学校区は各中学校区）において、「学校評価」を保護者に配付するとともに、ホームページにて公表することで、保護者や地域との連携・協働の促進に資することができた。	無	全中学校区へのコミュニティ・スクールの導入を見据え、学校運営協議会のしくみを活用した学校評価など、中学校区での学校評価が適切に行われるよう学校支援を行う。	教育指導課
(1) 9年間を見通した教育課程の編成と実施	③ 全国学力・学習状況調査の結果等の各種データをもとに、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。	各種データ（全国学力・学習状況調査や全国体力・運動能力、運動習慣等調査、大阪府中学生チャレンジテスト、大阪府小学生すくすくウォッチの結果等）から、本市の児童生徒の状況を把握し、市の教育施策の検証改善に生かした。	○ (達成)	本点検・評価において、各種データを活用した点検・評価を行った。その結果から、本市の教育施策の改善に向けた検討を行うことができた。また教育に係る各事業においても、各種データを活用した評価を行い、事業の改善に生かすことができている。	無	引き続き、各種データを市の各教育施策や事業の点検・評価に活用し、改善に向けた検討に生かしていく。	教育指導課
(2) きめ細かな学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	小中学校全学年において35人学級編制を開始した。大阪府の加配教員を活用し、小学校における教科担任制や、少人数・習熟度別授業など、学校にとって効果的な指導体制の構築を推進した。	△ (概ね達成)	令和5年度の全国学力・学習状況調査における高槻市の平均正答率は、実施全教科（小学校国語・算数、中学校国語・数学・英語）において、全国の平均正答率より上回っており、各学校の授業改善の成果が伺える。社会経済的背景による学力格差は拡大、固定化する傾向にあり、格差を是正し、全ての児童生徒に学力をつけていくことが課題である。	【1】 〈1～2〉	9年間の教育課程を見通して、小学校での教科担任制についてさらなる拡充を図る。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	①指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。	「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする、学習指導拠点校区を委嘱した。 教育センター研究校に「個別最適な学びと協働的な学びの実現」について委嘱した	△ (概ね達成)	「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、研究を進めた。学習指導拠点校区において、研究体制、研究内容の共通理解を図り、研究の推進に向けた体制作りを行った。教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、子ども達一人一人の多様な背景に応じつつ、他者との対話や協働により学びを深めることができる授業の在り方を研究した。すべての児童生徒に必要な資質・能力を身に付けるための提案授業を各中学校区で行った。	無	学習指導拠点校区（第一中学校区）については、教育センターとの共同研究を進めるとともに、各学校の授業改善担当者から成る共同研究推進担当者会の取組と連動させること、研究授業のオンライン公開を行うこと、研究資料のデータベース化を行うことなどを通して、市内全小中学校と研究内容を日常的に共有し、第一中学校区を拠点として、各中学校区の授業研究が深化するための仕組みづくりを行う。 ・教育センター委嘱の「個別最適な学びと協働的な学びの実現」研究校区（第二中学校区、柳川中学校区）では、引き続き、「全ての児童生徒の学習保障」という観点から取り組む。「家庭学習」についても、授業づくりと一体的に研究を進め、授業を通して自分の課題を見つけ、自分にあった計画を立て、ICT教材等を活用して一人で取り組む時間を確保するなど、最終的には、自立的に学習に向かう力をつけることを目指す。	教育センター
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	②確かな学力の育成に向けて、質の高い授業を行うための、校内の組織的な研究体制を構築する。	三島地区教育課程研究協議会において、教員に向けて、教科別に指導実践の交流と助言、および教育課程に係る説明を実施した。 各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。	○ (達成)	小中学校全ての教科毎に各学校の担当者に対して、指導実践の交流と助言、教育課程に係る説明を、オンデマンド視聴と公開授業研究会により実施した。内容について各学校において共有を図ることにより、各学校の組織的な研究体制の充実につなげた。 各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を年6回実施し、市内の取組を共有し、推進計画書に基づいた自校の取組を見直すことなどを通して、各学校における「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や校内の組織的な研究体制の構築につなげることができた。校内授業研究支援については、各学校作成の推進計画書に基づいた取組の状況についてヒアリングし各校のニーズに応じて指導・助言を行った。	【2】	三島地区教育課程研究協議会において、学校における知識及び技能や、思考力、判断力、表現力等の育成に係る好事例を共有する場を設ける。 共同研究推進担当者会において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、実践校の取組報告などを通して、各学校に広く発信及び普及していく。共同研究推進担当者会と学習指導拠点校区の取組を連動させ研究が深まる仕組みを構築する。	教育指導課・教育センター
(2)きめ細かな学習指導の充実・推進	③児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法を改善する。	各学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。各学校において、児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価について指導内容や指導方法を指導・助言した。	○ (達成)	各学校が、児童生徒へのアンケート調査や、観点別学習状況の評価及び評定の状況などにより、児童生徒の学習状況の分析を行った。またその結果を指導方法の改善につなげる方策について検討した。共同研究推進担当者会では「学習評価の改善・充実」をテーマに各学校が授業改善に取り組み学習評価についての理解が進んだ。	無	各学校が、妥当性・信頼性の高い目標準拠評価を行うため、文部科学省や国立教育政策研究所が作成した資料を参考に、評価規準を設定し、評価方法の工夫改善ができるよう指導・助言を行う。 各学校において学習評価について理解が進んだことから、令和6年度のテーマを「『目標と指導と評価』の一体化を図る授業づくり」とする。	教育指導課・教育センター
(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	①現代社会の課題を児童生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力を育成する。	各学校のキャリア教育、総合的な学習の時間、特別活動の計画が、各教科等の学習内容と関連付けながら、児童生徒の自ら考え、学ぶ力の育成につながるものになるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	令和5年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」や「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合は上昇傾向であり、全国平均を上回っている。	【3】 〈1～2〉	中学校区の「めざす子ども像」や学校教育目標の実現に向け、「キャリア教育」「総合的な学習の時間」「特別活動」等の計画が、9年間を見通して実施できるものになるよう、引き続き指導・助言を行う。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(3)学び続ける力を育成するための学習指導の推進	②家庭、地域、企業等と連携し、授業以外の学習の機会を充実させることで、自学自習力を育成する。	小学校５・６年生及び中学校全学年を対象に、学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指した家庭学習支援事業「学びup↑講座」を実施した。	△ (概ね達成)	中学生の学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指して実施してきた中学校家庭学習支援事業「学びup↑講座」を、令和５年度より小学校５・６年生に拡大し、家庭背景に左右されず、全てに児童生徒の学校外の学習の機会の保障に努めた。しかしながら、令和５年度の全国学力・学習状況調査における生徒質問紙の質問「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」について、肯定的回答をした生徒の割合が令和３年度をピークに減少傾向にあり、また全国平均を下回っていることから、家庭学習の推進や自学自習力の育成に課題がある。家庭学習につながる授業づくりの推進、小学校段階からの家庭学習の習慣化、授業以外の学習の機会の確保が必要である。	【４】 〈1～２〉	家庭学習支援事業「学びup↑講座」については、各学校の学習保障の取組と連動させるとともに、福祉部局等とも連携し、社会経済的背景による学力格差の是正につながるよう取組を推進する。 学習習慣の定着と学習意欲の向上を目指し、家庭背景に左右されず全ての児童生徒に学校外の学習の機会を保障する。また、児童生徒１人１台端末を活用した家庭学習を推進する。「家庭学習」の質及び量に関する研究が必要であると考えている。家庭学習につながる授業づくりの具体的な実践や家庭学習の計画の立て方や学び方の指導について、情報収集及び研究を進める。	教育指導課・教育センター
(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	①すべての教職員が、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、特別支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組を充実する。	特別支援教育校内委員会を中心に、一人一人の障がいの状況を適切に把握し、学級種別に応じた支援教育を推進するよう、学校訪問時や各学校へのヒアリング時に指導・助言を行った。また、リーディングチームによる巡回教育相談を実施した。	○ (達成)	各学校では、特別支援教育校内委員会において、支援が必要な児童生徒の教育内容や、通常の学級、通級指導教室、支援学級といった学びの場の検討を行った。また、各学校において、アセスメントシート等を活用し丁寧に実態把握を行ったことで、一人一人の障がいの状況を適切に把握することができ、教育的ニーズに応じた指導につながった。巡回相談では、発達障がいのある児童生徒に対しての効果的な指導・支援について助言することで、各学校での指導が充実した。	【５】	児童生徒の障がいの状況に応じた適切な教育課程を編成し、通常の学級、通級指導教室、支援学級における一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。これまで通級指導教室では、１対１の指導を基本に進めてきた。今後、通級指導教室における児童生徒の状況に応じた多様な指導形態や、支援学級で実施する各教科の特別の教育課程についての研究を進める。	教育指導課
(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	②支援学級及び通級指導教室において児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた特別の教育課程を編成し、特に自立活動の充実を図ることで、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために必要な資質・能力を育成する。	特別の教育課程の編成において自立活動の充実を図るため、自立活動等指導充実プロジェクトを実施し、外部講師を招き、市内２校で巡回相談を行った。	○ (達成)	外部講師による巡回相談を通して、通常の学級での生活や学習を見通した自立活動が充実し、障がいによる生活上・学習上の困難さの改善・克服のために必要な資質・能力を育成することができた。	無	引き続き、外部講師による巡回相談を行い、自立活動の指導についての理解を深め、特別の教育課程の適切な編成に生かしていく。また、自立活動の指導についての理解を広げるために、支援コーディネーター、支援学級担任、通常の学級担任を対象とした研修を開催する。	教育指導課
(4)一人一人に応じた教育・支援の推進	③日本語指導の必要な児童生徒について、一人一人の日本語の能力等に応じた支援の充実を図る。	特別の教育課程による日本語指導を実施した。また、安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣した。	○ (達成)	日本語指導加配教員や日本語指導協力者を派遣し、特別の教育課程による日本語指導を実施することや、学校と日本語指導加配教員や日本語指導協力者が連携できるように取組を紹介し、当該の児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう支援体制を充実した。	【６】	日本語指導を必要とする児童生徒の少数散在化が進んでおり、日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校が主体となり、日本語指導加配教員や日本語指導協力者と連携して、日本語能力の向上と日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の育成を図っていく。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(5)ＩＣＴ機器を活用した教育の充実・推進	①児童生徒１人１台端末をはじめとするＩＣＴ機器を効果的に活用し、新しい時代に即した質の高い教育を推進する。	児童生徒１人１台端末を活用し、効果的な端末活用の研究と実践を推進するため、「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に置き、学校間の情報共有や校内研修の充実を図るなど、端末活用について、よりきめ細かなフォローアップを実施した。 夏季休業時及び新型コロナウイルス感染症対策並びに不登校支援として、端末を利用する場合に、Ｗｉ－Ｆｉ環境がない家庭でも利用できるよう、モバイルルータの貸出を行った。	○ (達成)	「新時代の学び」推進担当者を全ての小中学校に置き、児童生徒１人１台端末の効果的な活用方法の研究と実践を推進した。令和５年度教育の情報化調査（教員のICT指導力の状況）については、令和４年度比で肯定的なポイントが概ね増加傾向にあり、教員の意識向上に寄与した。 令和６年２月度において、ＩＣＴ機器を小学校低学年は１日平均１回以上、それ以上の学年は１日平均２回以上利用するクラスの割合が、小学校平均：９２．２％、中学校平均：９５．６％、全体平均：９３．４％であり、教員の積極的な取組により効果的に活用されていると考えている。なお、小学校低学年については、発達状況を鑑み、目標設定の見直しを実施したため大きく上昇したが、見直しにより即達成とはなっていないことから、適切な見直し設定であり、今後目指すべき目標であると考えている。 Ｗｉ－Ｆｉ環境がない家庭の児童生徒について、延べ７６６台のモバイルルータを貸与し、夏季休業時の家庭学習のほか、新型コロナウイルス感染症対策や不登校の児童生徒に対する学びの保障に寄与した。貸出対象を夏季休業期間に限定せず、貸出対象を絞って通年貸出としたため、貸出件数は減少したが、全校で夏季休業時の家庭学習を実施できており、家庭のインターネット環境整備が進んだことが要因と考えている。	【７】 〈１～３〉	「新時代の学び」推進担当者会の設置を令和５年度までとし、令和６年度以降は共同研究推進担当者会の取組にICTを活用した授業づくりを含め、研究を進めていく。今後は、授業づくりにおける効果的な端末活用について研究をしていく。その際、学校間の情報共有や校内発信の充実を図るなど、端末活用について、よりきめ細かなフォローアップも合わせて実施する。また、授業における効果的な活用の研究とともに、家庭での端末の利用が、より日常的なものになるよう合わせて研究を進める。 モバイルルータの貸出については、家庭のインターネット環境の普及が進んでいることから、転入直後や病院での利用等のニーズに対応しつつ、縮小していく。	教育政策課・教育センター
(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	①児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、表現力や創造力を育むための、豊かな読書習慣を身に付ける。	各学校の司書教諭がその専門性を発揮できるよう司書教諭連絡会を開催し、支援を行った。 小学校へ「学校図書館支援員」又は「読書活動協力員」、中学校へ「読書活動協力員」を配置し、学校図書館の安定的な開館を行い、読書活動の充実を図った。	○ (達成)	令和５年度は、司書教諭連絡会を３回、また学校図書館支援員の連絡会を１回実施し、各学校の読書活動推進の取組や各教科での学校図書館の活用について交流を行うことで、児童生徒の読書習慣の向上につなげた。	無	計画的な図書の更新や「まちごと『子ども図書館』」事業等を活用した図書資料の充実を図っていく。小中学校が連携した計画的な学校図書館の利用指導や読書指導等の充実を図るため、新たに校区学校司書を全中学校区に配置するとともに、司書教諭を中心とした校内推進体制を確立する。	教育指導課
(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	②義務教育９年間の学びの連続性のある教育課程との関連を踏まえて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支え、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。	学校図書館を充実・活用するためのモデル校において、学校図書館の年間活用計画を作成し、様々な教科で学校図書館を計画的に活用し、その取組を市内小中学校に発信した。	○ (達成)	司書教諭連絡会や学校図書館運営協議会等において、学校図書館を充実・活用するためのモデル校（北大冠小、第六中）の取組を発信し、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた実践を全小中学校で共有した。また各学校に対し、モデル校の取組を参考にし、児童生徒の実態に応じた取組を推進していけるよう、指導・助言を行った。	無	学校図書館を充実・活用するためのモデル校を同一中学校区の小中学校（北大冠小、第六中）で設定し、義務教育９年間の教育課程と関連付けた学校図書館の計画的な活用を通じて、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に向けた研究を推進する。また、モデル校の取組の成果を全小中学校で共有し、市内全体の学校図書館の活用を推進する。	教育指導課
(6)学校図書館を活用した学習活動の推進	③司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進を行う。	司書教諭連絡会を実施し、司書教諭の役割を再確認するとともに、司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進が行えるよう支援した。	○ (達成)	令和５年度は、司書教諭連絡会３回実施し、司書教諭と学校司書の役割や業務について周知するとともに、「学校図書館を充実・活用するための手引き」に基づいて、学校図書館を活用した学習活動を推進するよう指導・助言を行った。	無	全小中学校に配置の読書活動協力員に加え、各中学校区に校区学校司書を配置し、司書教諭と学校司書が中学校区で連携・協力することにより、９年間を見通した推進体制を構築する。 全ての教員が、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を活用できるよう指導・助言を行う。	教育指導課

○重点目標 1－2 豊かな心の育成

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)道徳教育の推進	①道徳科を要として、計画的に道徳教育を行うとともに、中学校区で系統性のある道徳教育を推進する。	学校のエデュケーション全体を通して、道徳教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程ヒアリングにおいて、各学校で作成された「道徳教育の全体計画」「年間指導計画」を確認し、全教科等で道徳教育との関連を確認し、学校のエデュケーション全体を通して、道徳教育が計画的に行われるよう指導・助言を行った。全校で道徳教育と教科、領域等の関連を示した「別業」を作成するなど、学校のエデュケーション全体を通じて、道徳教育が計画的に実施された。	無	児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、各学校において作成されている「道徳教育の全体計画」と「年間指導計画」を基に、学校のエデュケーション全体を通して、道徳教育の充実を図っていく。また、その際、中学校区で重点目標を共有する等、9年間の系統性のある道徳教育を推進するよう指導・助言を行う。	教育指導課
(1)道徳教育の推進	②主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うため、社会参画への意欲や態度を育む内容を重点的に指導する。	道徳科の指導にあたっては、答えが一つでない問題に児童生徒が自分自身の課題として向き合い、考え、議論する授業づくりを推進した。 道徳教育の取組について、家庭や地域と連携・協力した推進を図った。	○ (達成)	道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、自己の生き方を考え、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うための授業づくりを行った。また、道徳教育の取組については、学校だよりや学年だより等を通して、保護者と積極的に共有することで、家庭と連携し、児童生徒の社会参画への意欲や態度の育成を図った。	無	児童生徒がよりよい社会の形成に参画する意欲や態度を養うため、児童生徒の実態について、家庭や地域との共通理解を深め、家庭や地域と連携・協力し、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進していく。	教育指導課
(1)道徳教育の推進	③道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。	道徳科の充実を図るため、道徳教育推進教師連絡会を実施するとともに、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校を指定し、道徳教育の推進を図った。	○ (達成)	道徳科の充実を図るため、講師を招聘し、道徳教育推進教師連絡会を年2回開催し、各学校での推進教師としての取組の具体について研修を行ったり、大阪府の道徳教育推進事業の実践研究校（第七中学校区）の取組を各学校に発信したりすることで、児童生徒の道徳的な判断力や実践意欲の育成へとつなげた。	無	学校のエデュケーション全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科の授業づくりの推進を、道徳教育推進教師を中心に組織的に行っていく。特によりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために、いじめ防止に主体的に関わる態度の育成や、児童生徒が自他の安全に積極的に関わる態度を育成するなど、道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるように指導の充実を図る。	教育指導課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	①社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進める。	中学校区毎に小中学校9年間の「キャリア教育全体計画」を作成するとともに、全児童生徒が「キャリア・パスポート」を活用し、9年間のキャリア教育の取組を蓄積できるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	9年間のキャリア教育の取組を蓄積する教材としてのキャリア・パスポートの活用の仕方を周知するとともに、全ての小学校1年生にキャリア・パスポート用のクリアファイルを配付し、キャリア教育推進のための支援を行った。	無	中学校区のめざす子ども像や学校教育目標との関連を踏まえ、エデュケーション全体を通して、地域や企業等との連携により、児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、将来を切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育成する。また、児童生徒が自身の変容や成長を実感することができるよう、キャリアパスポートを効果的に活用する。	教育指導課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	②自分が生活する地域社会に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。	令和3・4年度に改訂した小学校3・4年生用社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用した指導を促進した。また、高槻市の地図の改訂を行った。	△ (概ね達成)	社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」を活用し、社会の一員としての自覚を育む教育を推進した。 令和5年度の全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「地域や社会をよくするために何かしてみたいことはありますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合は、74.2%(全国平均76.8%)であり、地域社会に対する関心はまだ低い。	【8】	社会科副読本「わたしたちの町 高槻・大阪」の活用事例の共有を図り、地域社会への理解を促進していく。 教科の学習を深め、各個人が学んだことを「よりよい社会づくり」につながる学びにするためにも、集団や社会の形成者としての資質・能力を育む「特別活動」の時間を充実させる必要がある。とりわけ、話し合い活動を通して合意形成を図り、自己の課題の解決や将来の生き方を描くために意思決定を行う「学級活動」の充実を図れるよう各学校の取組を支援する。	教育指導課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	③児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するため、学習指導要領に則り、適切に指導を行う。	国旗・国歌の指導を学習指導要領に則って年間指導計画を作成し、適切に実施した。	○ (達成)	国旗・国歌の指導は学習指導要領に則り、社会科、音楽科、特別活動の各内容を関連付けながら年間指導計画を作成し、適切に実施するよう指導・助言を行った。国歌「君が代」は小学校学習指導要領においては、「いずれの学年においても歌えるように指導すること」とあるため、適切な時期に指導するよう指導・助言を行った。	無	学習指導要領に則り、年間指導計画の作成・実施を適切に行うことができるように、教育課程のヒアリング時等に、適宜指導・助言を行う。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	④児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自ら進路を選択する力を育成する。	高槻市進路指導研究協議会と連携し、進路選択を行うための支援を行った。また、各種奨学金制度についての情報を各学校・保護者に提供した。	○ (達成)	進路指導に必要な情報を随時提供することで、各学校の主体的な取組を支援することができた。また、各種奨学金制度について情報提供を随時行うとともに、障がいのある生徒や、日本語指導が必要な生徒等、配慮を要する生徒の進路指導に関しても、きめ細かな情報提供を行い、生徒が自ら進路を選択する力の育成につなげた。	無	児童生徒が将来を見据えて主体的に進路選択できる能力や態度を育成するために小学校段階からの9年間を見通した段階的な指導を進める。特に障がいがある生徒や日本語指導が必要な生徒等配慮を要する生徒や、長期の不登校生徒とその保護者に対して適切な説明や情報提供を行い、社会的自立に向けて主体的に進路選択ができるよう支援に努める。	教育指導課
(3)人権教育の推進	①関係法令等を踏まえながら、学習指導要領に基づき、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進する。	各学校における人権教育の推進をめざし、人権教育研究学校として、市内で1中学校区を委嘱するとともに、市内の1中学校区で文部科学省の人権教育推進地域事業の指定を受け、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進した。また、その実践を市内で共有し、人権教育の充実を図った。	○ (達成)	文部科学省の人権教育推進地域事業指定校（城南中学校区）では、公開研究会を開き、日々の授業づくりと、小中一貫教育からアプローチする教育活動について、その研究成果を発表することができた。 また、人権教育研究学校では、人権教育の具体的な実践、研究の成果を人権教育資料集にまとめ、周知することで、各学校における学習内容や指導方法などの工夫改善に生かすことができた。	無	人権教育研究学校として、市内で1中学校区（令和6年度は、五領中学校区）を委嘱し、人権を基盤としたカリキュラムの研究を推進する。また、その実践を他の小中学校と共有し、人権教育の充実を図る。	教育指導課
(3)人権教育の推進	②人権感覚と人権意識を育むために、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育推進計画を作成し、指導方法を工夫しながら人権教育の充実を図る。	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行った。	○ (達成)	児童生徒の実態を踏まえて作成した「人権教育推進計画」に基づき、各学校の課題に応じた校内研修を実施するなど、人権教育の計画的な推進を図ることができた。	無	教育課程ヒアリングにおいて、各学校の人権教育推進計画に基づいた具体的な学習内容及び指導方法を把握するとともに、指導・助言を行う。	教育指導課
(3)人権教育の推進	③女性、子ども、障がい者の人権、同和問題、在日外国人、多様な性の在り方等、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育推進体制を整備し、計画的に指導を行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して各学校で行われている人権教育の具体的な実践の交流を図った。	○ (達成)	高槻市人権教育推進協議会の研究集会において、人権・部落問題学習、人権・共生教育、学力・進路、集団づくり・自主活動、多文化共生の分科会を開催し、具体的な実践の交流を行う等、計画的な推進を図った。 また、大阪府人権教育推進協議会三島大会では、高槻市の学校より実践報告が行われ、多くの教職員が参加し人権教育に関する学びを深め、人権課題の解決に向けて、人権教育の推進につなげた。	【9】	大阪府人権教育研究協議会三島大会での実践報告を各学校の取組につなげるとともに、高槻市人権教育推進協議会の研究集会への積極的な参加を促し、各学校での人権教育の推進につなげていく。	教育指導課
(3)人権教育の推進	④集団の中で一人一人を尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切にする態度を育むため、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり、集団づくりを行う。	高槻市人権教育推進協議会等の関係団体と連携して市内各学校の教育実践の交流を行い、インクルーシブ教育の理念や人権尊重に根ざした「ともに学び、ともに育つ」教育活動の更なる充実を推進した。	○ (達成)	「ともに学び、ともに育つ」教育活動の充実に向けた教育実践の交流を通して、各学校のよりよい実践につなげ、インクルーシブ教育の趣旨を踏まえた学校づくり、集団づくりを推進した。	無	障がい理解教育について、保護者の理解を啓発するとともに、全教職員の共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実や児童生徒同士の相互理解が深まるよう、一層の推進を図る。	教育指導課
(4)生徒指導の推進	①学校の教育活動全体を通して、豊かな人間性や社会性を育む指導の充実を図る。	児童・生徒支援コーディネーター連絡会を実施するとともに、各学校での魅力ある学校づくりを推進した。	○ (達成)	児童・生徒支援コーディネーター連絡会を開催し、不登校の未然防止の取組について交流を行った。また、各学校で意識調査や社会性測定用尺度、PDCAシートを活用するなどし、魅力ある学校づくりを推進した。	無	不登校の減少に向けて、新規数の抑制とともに、不登校の兆しのある児童生徒への初期対応や不登校児童生徒への自立支援を組織的に行えるよう指導・助言を行う。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(4)生徒指導の推進	②全教職員が共通認識のもと、組織的に一貫性をもって対応できるよう校内の生徒指導体制を整備するとともに、児童生徒が抱える個別の課題に対し、適切で効果的な指導や支援を組織的且つ継続的に行う。	生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、小中生徒指導担当者連絡会等を実施するとともに、学校だけでは解決困難な事案に対して、学校問題解決チームを派遣した。	○ (達成)	生徒指導主事等連絡会、小学校生徒指導担当者連絡会、小中生徒指導担当者連絡会を実施し、生徒指導担当者を中心とした各学校の組織的な生徒指導体制の構築を図った。積極的ないじめの認知により早期対応・早期解決につながった。また、学校だけでは解決困難な事案に対して、学校問題解決チームを派遣し、各学校の指導体制への支援を行った。 いじめの対応については、広く捉えて早期に発見し、組織で対応するといった「いじめ防止対策推進法」の趣旨の浸透は図られている。学校では事実の調査に加え、被害児童生徒の心のケアや支援及び、加害児童生徒に対しても、成長支援の観点から指導・援助を行わなければならない。様々な状況により、保護者との信頼関係を構築できず対応が困難になるケースがあることから、学校の対応の方針を、保護者と丁寧で共有し、連携して指導や支援にあたる必要がある。 令和5年度の小中学校の不登校児童生徒数は、809人で過去最多となり、不登校児童生徒の急激な増加は、深刻な課題である。 令和4年度から2年間で、2つのモデル中学校区（第七中学校区、第十中学校区）を不登校児童生徒支援推進モデル校区に指定し、学習面でのつまずきが、不登校の継続や学校への復帰を妨げる要因であると捉え、学習指導の視点を取り入れた不登校支援の研究を行った。また、令和5年度には、目標に向けて学習をする経験を通して、児童生徒の自信を育み、学習意欲と登校意欲の向上を図るため、2つの中学校区で漢字検定に取り組んだ。成果としては、モデル中学校区において不登校を含む長期欠席者数の減少につながるなど、不登校の抑制に一定の成果があった。	【10】	いじめが生起した後の支援や指導を通して、児童生徒が人格的に成長できるよう粘り強い指導を積み重ねることが重要であり、教職員、保護者など関係する大人が連携して取り組めるよう、「学校問題解決チーム」の派遣など、学校支援を行う。 令和6年度は、不登校児童生徒支援推進モデル校区において実施した「漢字検定」の取組を3つの中学校区で全学年を対象に実施し、市が受検料を半額負担するとともに、研究の成果を市内で普及していく。 また、教育センターの不登校児童生徒支援室「エスペランサ」の機能を生かした、校内適応指導教室の全校設置を行い、機能の充実を図るとともに、これまでの「小中生徒指導担当者連絡会」を「不登校担当者会議」という名称に変更し、不登校対策についての交流や事例報告を行い、各学校の組織的な対応につなげる。	教育指導課・教育センター
(4)生徒指導の推進	③体罰や威圧的な指導を根絶し、正しい児童生徒理解を基盤とした粘り強い指導や支援を通して、児童生徒との信頼関係を構築し、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保する。	各学校で「問題行動への対応指針」を活用するとともに、生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の生徒指導に関する対応について指導・助言を行った。	○ (達成)	各学校で、学校の実態に応じた対応指針を作成し、活用できた。また、年間2回の生徒指導ヒアリングを実施し、各学校の状況を把握するとともに、学校の取組や生徒指導に関する対応について指導・助言を行い、児童生徒が安心して学ぶことができる環境作りを推進した。	無	発達障がいなど配慮や支援が必要な児童生徒の中には、いじめの加害や被害になったり、また不登校などの課題を抱える場合が多いことから、特別支援教育に関する研修等を行い、教員が、児童生徒の課題や特性を理解した上で、生徒指導を行うことができるよう学校支援を行う。 教職員に生徒指導提要の趣旨の浸透を図り、学習指導と生徒指導の関連を図りながら、児童生徒の自立や協調といった内面的な成長を支える働きかけを行う。	教育指導課

○重点目標 1－3 健やかな体の育成

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全教育の充実・推進	① 中学校区ランドデザインに学校安全の取組を位置づけ、中学校区内での取組を推進する。	学校安全推進責任者会議において、中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施した。 中学校区内の学校間で、学校安全に関する連携を行った。	△ (概ね達成)	中学校区ごとに不審者侵入の際の対応や学校安全計画の評価・見直し等について意見交換を行うことを通じて、中学校区内で学校安全についての考え方について共有することができた。 また、中学校区内の学校間で、避難訓練の相互見学を行う等、連携することができた。	【11】	引き続き学校安全推進責任者会議において中学校区ごとに学校安全の取組を意見交換するワークショップを実施するとともに、中学校区内の学校間の安全連携を推進する。	学校安全課
(1)安全教育の充実・推進	②学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害安全」に係る教育を計画的に実施する。	学校安全の3領域を網羅した安全教育副読本「たかつき安全NOTE」を活用しながら系統的・体系的な安全教育を実施した。 学校安全の3領域の観点から作成した校区安全マップを全児童生徒に配付するとともに、安全教育・安全指導に活用した。	○ (達成)	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用を通じて、学校安全の3領域についての児童生徒の理解を深めることで、児童生徒の安全に関する資質・能力の向上を図った。 また、各校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の3領域が網羅的に実施される計画となっているか、確認及び指導助言を行った。	【12】	「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の積極的な活用を推進し、学校現場での一層の普及に努めていくとともに、発生する課題等を抽出・分析し、さらに効果的な活用が図れるように取り組んでいく。 また、「たかつき安全NOTE」及び「校区安全マップ」の活用好事例を、セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校の取組成果を中心に収集、学校安全推進責任者会議等を通じて各校へ活用好事例を普及することで、各校での安全教育がより効果的に実施されるよう図る。 加えて、学校安全計画に、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う。	学校安全課
(1)安全教育の充実・推進	③災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組む。	災害発生時に児童生徒が主体的に行動する態度を養うために、各校で非常時を想定したより実践的な避難訓練（保護者への引き渡し訓練、集団下校の地区ごとの体制の確認、教職員がいない状況での避難訓練、地域と連携した避難訓練等）を実施した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議を通じて、実践的な避難訓練のポイントや好事例等の周知を図った。 各校においては、授業時間以外の想定での避難訓練や、負傷者の発生を想定した避難訓練、児童に予告をせずに実施する避難訓練など、ほとんどの学校が現実発生しうる状況を想定した避難訓練を企画・実施するとともに、訓練に際し、児童生徒へ「たかつき安全NOTE」を活用して事前・事後指導を行うなど、避難訓練から得られる学びを高める取組を行った。	【13】	セーフティプロモーションスクール認証校区の小中学校で蓄積した実践的な避難訓練の好事例を、学校安全推進責任者会議や公開実地訓練等を通じて各校へ発信していくことで、各校の避難訓練の改善及び充実へつなげていく。	学校安全課
(1)安全教育の充実・推進	④教職員の学校安全に関する意識や対応能力、指導力を高めるとともに、安全教育に係る教材の充実を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルの改訂についての考え方や消防による緊急時（救急・火災）の際の学校における対応やセーフティプロモーションスクール認証校区の取組等の発信を通じ、各校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。 「たかつき安全NOTE」や「校区安全マップ」と併せて、時期に応じて関係機関から提供される安全教育教材や安全啓発品を、各校での活用を推進することで、安全教育に係る教材の充実を図った。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議の開催回数を増やすことにより、発信する内容の質・量の充実を図ったほか、6月の「子どもの安全確保推進月間」において、教職員による学校施設・設備の総点検や、大阪府北部地震を風化させないための取組としての児童生徒への防災教育の実施等を通じて、教職員の安全意識の高揚に努めることができた。 また、セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の学校において、水泳指導中における事故に対する対応訓練を各校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及を図ることができた。 小学校校長会において安全教育の充実に向けた研修会を開催し、各校の実情に合わせた学校安全計画の策定や安全教育の実施にあたる教職員の資質・能力の育成、教職員の「たかつき安全NOTE」の活用に係る具体的な事例紹介等を行うことで、安全教育に係る学校での組織的取組の必要性・重要性及び安全教育の具体的な実践方法について周知することができた。 また、熱中症事故や水難事故等、季節性を伴う事故や災害の防止に向けて、「たかつき安全NOTE」や「校区安全マップ」、各種注意喚起通知と併せて、他機関の提供する安全教育教材を時機を捉えて提供し、児童生徒の安全確保を図ることができた。	【14】	学校管理職との情報共有及び学校安全推進責任者会議や教職員向けの研修を活用し、教職員の安全に関する意識・知識の向上を図る。 また、各校に持ち帰った成果を現場で着実に活用させるための支援を適切に行い、児童生徒の実態に応じた展開を図っていく。	学校安全課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)健康教育の充実・推進	①健康に関する知識を身に付けることや健康な生活を実践することについての資質・能力を育成する。	教育課程ヒアリング時に体育科・保健体育科の年間計画を確認するとともに、発達段階に応じた資質・能力を身に付けられるよう指導・助言した。	○ (達成)	体育科・保健体育科において、実生活に則した事例を基に、事例と自分の生活を結びつけた知識の理解を深め、自他の健康に感心を持ち、生涯を通じて健康の保持増進や回復に向けて主体的に取り組むことができるような指導内容や指導方法の工夫改善を進めることができた。	無	引き続き、学習指導要領の体育科・保健体育科に示された健康の保持に関する内容を児童生徒が確実に習得できるようにするとともに、社会の変化に伴う新たな健康課題の解決に向け、心の健康や生活習慣病などの予防についての内容を充実させるよう、指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課
(2)健康教育の充実・推進	②望ましい食生活を身に付けるために、調理実習や農業体験等の体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、地域や家庭と連携し、食に関する指導を実施する。	各学校で「食に関する指導の全体計画」を作成し、計画的に取り組むよう指導・助言を行った。農業関係者等の協力を得ながら、農業体験学習を推進した。	○ (達成)	「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育全体を通じて、地域や家庭と連携し、食に関する指導を推進することができた。また、農業体験学習を通じて、農業や環境に対する理解を深め、食に関する興味関心を高めることができた。	無	引き続き、児童生徒の実態を踏まえつつ、体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、各学校が、家庭や地域と連携・協力しながら指導ができるよう指導・助言を行う。	教育指導課・保健給食課
(2)健康教育の充実・推進	③食を大切に作る心の育成や食に関する正しい知識の習得、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進する。	地元産の米や野菜などを学校給食に使用することで、地産地消の取組を推進した。	○ (達成)	地元産米「ヒノヒカリ」を使用した米飯給食を、週3回を目安に実施した（年間使用量242,150kg）。また、地元産米を使用した米粉パンを年2回実施した。加えて、地元農家の協力を得て、じゃがいも、たまねぎ、大根、干ししいたけといった地元産野菜を学校給食に使用した（年間使用量8,756kg）ほか、「高槻農産物の日」として、全小中学校で地元産野菜を提供する日を設けることで、児童生徒の高槻の農業への関心を高めることができた。そのほか、市立小中学校の給食費を無償化し、給食を通じて教育の一環である食育を推進することができた。	【15】 〈1～2〉	引き続き、地産地消の取組を継続し、食育の推進に努めていく。	教育指導課・保健給食課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	①全国体力・運動能力、運動習慣等調査等各種データをもとに、児童生徒の体力や運動習慣の実態を把握し、改善に向けた取組を通じて、子どもの体力の向上に関する組織的・継続的な検証改善サイクルを確立する。	体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。	△ (概ね達成)	調査結果等各種データを元に各学校における児童生徒の体力向上に向けた検証サイクルを確立するため、全小中学校（59校）で「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定した。 令和5年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和4年度）と比較して体力合計点が、中学校の女子で下回ったが、小学校男女、中学校の男子は上回る結果となった。 「高槻市学校事故調査委員会」答申（令和3年12月24日）の内容を踏まえ、安全に配慮した指導の徹底について周知を行った。	【16】	全小中学校で、授業等の工夫・改善の視点から「体力づくり推進計画（アクションプラン）」を策定する。高槻市教育研究会と連携した授業改善の取組の推進を図る。 連携型小中一貫教育の枠組みを活用し、小中学校の教員が互いの授業を参観したり、合同で指導案を作成したりなどの、連携した取組を促進する。また、小学校の指導を、専門性のある中学校の教員が行うなど、教科担任制の拡充を図る。 体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と、活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	教育指導課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	②体育科、保健体育科の授業においては、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することにより、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう指導する。とくに、安全に留意する態度の育成を図る。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、運動の楽しさや喜びを実感することができるような授業づくりを行うよう、指導・助言を行う。	△ (概ね達成)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた体育指導の研修や、高槻市教育研究会体育部会・保健体育部会による研究活動を通じて、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりに取り組んだ。その結果、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、肯定的な回答をした児童生徒の割合は、小学校は男女とも令和4年度と比較して上昇した。水泳授業の実施に関し、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について検討を行った。	【17】	全ての児童生徒が、安全に留意しつつ、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう、研修や研究の機会等を通じて、運動の楽しさや喜びを実感することができる授業づくり、運動の習慣化につながる授業づくりを推進する。 水泳授業の実施に関し、天候・気温に左右されない授業環境の確保や専門的な指導などの観点から、民間事業者の活用を含む水泳授業の在り方について引き続き検討を進める。	教育指導課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	③児童生徒の運動習慣を育むため、特別活動や運動部活動等、学校教育活動全体を通じて、体を動かす機会の充実を図る。	児童の体力向上と運動やスポーツに親しむ意欲を育むため「小学校なわとび検定」を実施した。また、中学校における部活動の活性化を図るため、中学校総合体育大会を開催した。	△ (概ね達成)	「小学校なわとび検定」を27校が実施するとともに、中学校総合体育大会には、市内公立中学校（18校）と私立中学校（4校）の計22校が参加した。令和5年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、前回調査（令和4年度）と比較し、1週間の総運動時間が、小学校の男子については上回る結果となった。	【18】	「小学校なわとび検定」を実施するとともに、中学校総合体育大会を開催する。各学校において、特別活動など学校教育活動全体を通じた体を動かす機会の充実が図られるよう指導・助言を行う。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	④体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と活動内容に応じた事故防止対策を講じる。	体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	○ (達成)	体育の指導に係る教員に対して学校安全研修を開催し、体育活動における安全指導について、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行った。	無	引き続き、体育科・保健体育科に係る研修の機会等を通じて、全ての児童生徒が安全に体育活動ができるよう、具体的な事故防止対策を例示しながら指導・助言を行う。	教育指導課
(3)運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	⑤児童生徒の健やかな体を育成するため、家庭や地域との共通理解を深め、協働した指導の充実を図る。	中学校では専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣するとともに、武道を安全かつ円滑に実施するため、各学校に外部講師を配置した。	○ (達成)	中学校の部活動の活性化を図るため、専門的な技術指導力を備えた外部指導者を派遣した。武道を安全かつ円滑に実施するため、中学校5校に外部指導者を配置し、教員と連携して指導計画を立て授業にあたった。今後の部活動の在り方については、庁内の関係課からなる検討会議を立ち上げ、部活動の地域連携や地域クラブ活動の移行に関わる事項を議題にし、新たな部活動の運営の在り方について検討を行った。	無	中学校における部活動を通して、技術の向上と健康で豊かな感性を持つ生徒の育成を図るとともに、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を含めた今後の在り方を検討し、スポーツ及び文化芸術環境の整備充実を段階的に進める。また、高槻市立小中学校文化芸術祭の在り方についても併せて検討を行う。	教育指導課

○重点目標2－1 学校力の向上

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全・健康 対策の充実・推進	①学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保する。	・校舎改修は老朽化の進行度合いを確認し、年度計画に基づき改修を進める ・トイレ整備は全校への洋式・乾式化を推進する ・エレベーター設置は障がいをもった児童の入学・在学状況から、優先度合いの高い学校への設置及びそれに伴うバリアフリー化を進める。 ・学校空調設備更新等事業において、令和4年12月に契約を締結、令和6年3月までに普通教室等の老朽化したエアコンの更新と未設置の特別教室へのエアコンを設置する。 ・体育館空調については、令和5年度から令和7年度までの3年間でのエアコンの全校設置を目指す。	○ (達成)	校舎改修・トイレ整備・エレベーター設置にかかる改修工事及び実施設計等を実施し、施設の老朽化対策や安全で快適な教育環境を充実させることができた。 学校空調設備更新等事業については、普通教室等の老朽化したエアコンの更新と未設置の特別教室へのエアコン設置を完了した。 体育館空調については、令和5年度は小学校3校、中学校2校でエアコンを設置した。 (実績値参照)	【19】 〈1～7〉	・本市の学校施設は昭和40年代に建設されたものが多く、老朽化が進行している。そのため、令和元年度に策定した「学校施設整備方針」に基づき、学校等施設の長寿命化を図るとともに、コスト縮減と教育環境の充実との両立を目指し、事後保全から予防保全への転換を図っていく。 ・トイレ整備は校舎内トイレの洋式・乾式化の一層の推進を図る。 ・エレベーター設置は引き続き、障がいをもった児童の入学・在学状況から、優先度合いの高い学校へ設置を進める。 ・教室空調については、今後も老朽化するエアコンの更新と新たに必要となる教室への設置を図っていく。 ・体育館空調については、引き続き令和7年度までの全校へのエアコン設置を進める。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・推進	②学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図る。	1.教職員が実施する施設点検について、学校安全推進責任者会議での説明や希望校でのワークショップの実施を通じて、より一層の安全確保を図った。 2.小学校に警備員の配置を行い、学校と連携し、児童在校時における安全確保に努めた。 3.登下校時の児童の安全確保のため、小学校区における幹線通学路の整備要望及び「通学路の危険箇所連絡窓口」に寄せられた情報について、関係機関と連携し、現地調査等を踏まえ所要の改善・調整を行った。	○ (達成)	1.説明やワークショップでの学びを通じて、教職員による点検がより適切なものになった。 2.警備員を配置したことによって、在校時の児童の安全確保を図り安全な学校環境を維持することができた。 3.通学路の安全確保については、「通学路安全プログラム」のもと、関係機関との連携を深化させながら、課題の解消に向けて粘り強く取組を進めることができた。	【20】	1.引き続き、教職員と連携した施設点検の体制構築に向けて取り組む。 2.小学校への警備員配置は不審者侵入防止対策の要として機能しており、引き続きの配置を行うとともに、不審者侵入に対する対応策と校内の情報共有システムの強化を検討していく必要がある。併せて中学校への不審者侵入防止対策について、検討を進める必要がある。 3.通学路については、「通学路安全プログラム」のもと、一斉点検調査等の取組を進め、保護者や地域住民、関係機関等との連携の中で、安全確保のより一層の推進に努めていく。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・推進	③学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直し等を行い、学校の安全体制の強化を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルの改訂についての考え方や学校安全計画の見直し方等の発信を通じ、各校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。 各校に配付した危機管理マニュアル（テンプレート）を、各校の実態に応じた形への改訂作業を支援した。	○ (達成)	学校安全推進責任者会議の開催回数の増加させることにより、内容の充実を図ったほか、特にセーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の小中学校において、水泳指導中における事故に対する対応訓練を各校の教職員へ公開実施することを通じ、危機管理マニュアルを組織的に見直す機会を提供した。 また、各校が危機管理マニュアル（テンプレート）を基に、各校の実情を反映させて新たに作成した危機管理マニュアルに対し指導・助言を行うことで、より多角的な目線で検証がなされた危機管理マニュアルを各校が備えることができた。	無	セーフティプロモーションスクール認証校区の取組や学校安全に関する取組状況調査の結果から得られた知見を各学校に拡げていくことを通じて、学校全体の学校安全に係る水準の向上を図っていく。 また、各校に配付した危機管理マニュアル（テンプレート）を、各校の実態に応じた形へと活用を推進するとともに、学校安全計画に、安全教育が適切に位置づけられ、実施されているか確認を行う（再掲）。	学校安全課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	④セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進する。	セーフティボランティアについては、活動物品の作成や活動保険加入、研修会の開催を通じて支援を行った。 「こども見守り中」の旗については、子どもを地域で見守り育てる意識づくりを推進するため、掲示協力を地域・家庭に呼び掛けた。また、高槻警察署の「スクールサポーター」とともに、全小学校の登下校を巡回し、児童生徒の安全確保を図った。	△ (概ね達成)	セーフティボランティア登録者の高齢化及び高年齢者雇用安定法による雇用の定年引き上げ等を背景として、セーフティボランティア登録者の大部分を占める60歳以上の層について今後も登録者数の減少が予想され、既存の形での子ども見守り活動の協力者の獲得が困難な状況となっている。 そのため、子ども見守りサポーターのロゴマーク募集等の啓発活動を通じて、「ながら」見守り活動の周知を図ることで、若年者層の参加協力を呼びかける情報発信を行うとともに、高槻警察署を始めとした関係機関との連携を適切に図った。	【21】 〈1～2〉	持続可能な見守り体制の構築に向け、今後もセーフティボランティア登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力の呼びかけの一層の推進を図るとともに、保護者や地域に対し、子ども見守りサポーターのロゴマークが入ったキーホルダーを保護者等に配布し、子ども見守り活動の啓発に繋げていく。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑤学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援する。	物品の配付や会議への参加等を通じて、全小中学校区に設置している「地域安全センター」の活動を支援した。	△ (概ね達成)	学校、地域、警察、行政が安全に関して情報共有する場として、地域安全センターの活動を適切に推進することができた。	無	セーフティプロモーションスクールの取組により得た知見を全校へ拡げていく中で、コミュニティ・スクールとの連携等も検討していく。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑥セーフティプロモーションスクール認証取得に係る取組から得られた知見を各学校に普及し、市全体の学校安全に係る水準の向上を図る。	学校安全推進責任者会議を開催し、危機管理マニュアルの改訂についての考え方や学校安全計画の見直し方等の発信を通じ、各校の学校安全に関する意識・知識の向上を図った。 (再掲) 各校の学校安全に必要な物品等を購入するための予算を各校に配当し、各校の学校安全推進に必要な物品の購入を支援した。	○ (達成)	セーフティプロモーションスクール認証校である第三中学校区の小中学校において、水泳指導中における事故に対する対応訓練を各校の教職員へ公開実施することを通じ、対応に係る実践的な知見の普及を図ることができた。(再掲) 各校が危機管理マニュアル(テンプレート)を基に、各校の実情を反映させて新たに作成した危機管理マニュアルに対し指導・助言を行うことで、より多角的な目線で検証がなされた危機管理マニュアルを各校が備えることができた。(再掲) 各校に配付したセーフティプロモーションスクール認証校の知見を反映して作成した学校安全計画を基に各校が作成した学校安全計画に対し、学校安全の3領域が網羅的に実施される計画となっているか、確認及び指導助言を行った。(再掲) 学校安全推進責任者会議で示されたセーフティプロモーションスクール認証校が導入した学校安全に活用している物品を参考に、自校の状況を踏まえた学校安全に関する物品を購入・活用することができた。	無	今後も学校安全推進責任者会議や各種研修において、セーフティプロモーションスクール認証校の取組から得られた知見を各校へ拡げていくことを通じて、学校全体の学校安全の水準の向上を図っていく。 また、第三中学校区における地域と協働した取組による、ランドデザインに基づく学校安全に係る取組成果を集約し、各校への発信に努める。	学校安全課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑦新型コロナウイルス感染症において、適切かつ迅速な対応に努める。	国や府の方針等を注視し、各学校や保健所等の関係機関と連携しながら、感染拡大防止に努める。	○ (達成)	令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となった。年度を通じて国や府からの通知に基づき、平時と流行時それぞれに見合った適切な感染対策を実施したことで、学校内での感染抑制につながった。また、在校生の健診や就学前の健診においても、感染防止対策を施しながら適切に実施することができた。	無	引き続き、保健所等の関係機関と連携しながら情報を共有し、国や府からの通知に基づいた適切な感染拡大防止に努めていく。	教育指導課・保健給食課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑧学校環境衛生基準に基づく検査を実施する等、安全な環境の維持に努める。	各小中学校において、学校保健安全法に基づく教室の温度や湿度、プールの水質検査等の環境衛生検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努める。	○ (達成)	学校環境衛生基準に基づく検査として、教室等の空気検査、温度検査、飲料水検査等を実施したほか、水泳指導実施校では総トリハロメタン濃度検査を含むプール水質検査等を実施することで、健康的で快適な学習環境を維持した。	無	引き続き、学校環境衛生基準に基づく検査を実施し、環境衛生管理の徹底に努めていく。	保健給食課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑨学校給食における食中毒を防止するため、調理場のドライ運用を徹底する。	各調理場において、ドライ運用マニュアルに基づいた運用を行うことにより、細菌等が繁殖しにくい低湿な環境を保つよう努める。	○ (達成)	継続して衛生管理マニュアルに基づいた運用を行い、細菌等の繁殖を抑えるなど衛生管理を徹底することで、安全安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、衛生管理マニュアルに基づく指導を継続し、調理場における衛生管理の徹底と調理作業効率の向上に努めていく。	保健給食課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)安全・健康 対策の充実・ 推進	⑩安全安心な給食を実施するため、食物アレルギー対応に関する指導を徹底する。	各小中学校において、食物アレルギー対応マニュアルや学校生活指導管理表等に基づき、誤食の防止の徹底やアレルギー発症時の適切な対応に努める。	○ (達成)	アレルギー対応が必要な児童生徒の保護者には、毎月献立表と物資配合割合表を配付し、アレルギーの原因食品を含むメニューが配食されないように努め、代わりとなる代替食を持参してもらった。また、「鶏卵、うずら卵、牛乳」の3品目に限っては、調理段階で取り除いたものを個別の容器に入れて提供する除去食を実施したことで、安全安心な学校給食の提供につながった。	無	引き続き、アレルギー対応マニュアルに基づく指導を継続し、安全安心な学校給食の実施に努めていく。	保健給食課
(2)学校の組織 力の向上	①校長がマネジメント力を発揮し、各教職員の専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進する。	学校の教育活動を充実するために、教職員の専門性を生かしつつ、専門的な外部人材を活用した学校運営ができるよう指導・助言を行った。	○ (達成)	教育課程の届出に合わせて、全学校の校務分掌の状況を確認した。またそれをもとに教育課程ヒアリングにおいて全校を訪問し、学校の課題に応じた校内組織体制の構築に向けての指導・助言を行った。	無	各中学校区のめざす子ども像及び各学校の学校教育目標の実現のため、各学校が様々な職種の専門性を発揮した校内組織体制づくりが推進できるよう、指導・助言を行っていく。	教育指導課
(2)学校の組織 力の向上	②首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を推進する。	首席会を年間5回（集合3回、オンライン2回）実施し、首席として期待される役割や目標達成に向けた組織運営の在り方等の研修を行った。指導教諭等と経験の浅い講師をコーディネートし、授業力の向上への助言を行うなど相談体制の構築を図った。	○ (達成)	首席の職務を理解し、ミドルリーダーとして何をすべきかが浸透してきている。学校教育目標をふまえた上で、コーディネーターとして同僚にどのように働きかけていくのかをイメージし、目的・目標に立ち返りながら進む意識を高めている。指導教諭については、指導内容がそれぞれ異なるが、経験の浅い教員と関わることで、指導力を向上させると同時に、指導教諭自身が理論と実践について考える機会となっている。	無	首席会を定期的に実施し、学校の核となる存在として、育成の観点で研修を行い、より課題意識をもって学校運営に参画できるようにする。指導教諭は経験の浅い講師との相談対応を充実させ、講師のメンタルケアにもつなげたい。また、教育センター主催の研修講師として専門性を生かしながらさらなる活動の活性化を図りたい。	教職員課
(2)学校の組織 力の向上	③共同学校事務室への移行を通じて、学校事務職員が学校運営に主体的に参画できる組織運営を推進する。	令和5年度より共同学校事務室に移行し、事務支援センターを拠点としながら、学校事務・業務に係る全市的な課題に対応するため、研修及び学校事務効率化等の支援・改善を実施した。	○ (達成)	共同学校事務室の実施に伴って、事務支援センターを中心に共同学校事務室内に設置した6中学校区ごとの「ブロック」や2中学校区ごとの「分割ブロック」を活用した共同実施を行った。共同実施による相互支援によって「質の向上」「ミスや不正の防止」「人材育成」の追求を図ることができた。	無	事務職員が学校運営及びブロック単位で主体的かつ自立的に活躍できることをめざす。そのために、令和5年度より設置した共同学校事務室を活用し、事務支援センター及びブロック長・副ブロック長を核にししながら、市内全体の事務職員を指揮・指導していけるようさらなる推進を図りたい。	教職員課
(2)学校の組織 力の向上	④いじめ・不登校・虐待等の悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するため、多様な相談窓口や専門家による相談体制を整備する。	心理、ことばの発達など教育上課題のある児童・生徒、保護者などへの面接相談を臨床心理士等の専任の相談員が行った。また子どもと保護者の教育に関する不安や悩みについての電話相談を実施した。	○ (達成)	面接教育相談は1, 978件で、主訴別相談件数では、「発達」に関するものが最も多く、次に「不登校」や「ことば」に関する相談が続いた。「発達」に関する相談は、発達の課題によって、特別な支援が必要な子どもたちの子育てに係る相談が増えている。また、主訴を背景に課題が複数に渡る複合的な相談も増加している。 電話教育相談は298件で、幅広い対象者からの相談が寄せられた。年齢別に見ると、小学生に関する相談が多く寄せられた。相談内容は、小学生は「発達・ことば」「不登校」に関わる相談が、中学生は「子育て・しつけ」「不登校」にかかわる相談が多くなっている。 教育相談では、児童生徒本人や保護者にきめ細かく対応し、相談体制を充実することができた。	【22】	今後も複雑・多様なニーズへの対応が増加することが考えられるため、職員の専門性の向上に努めるとともに学校、関係機関等と連携し特に緊急を要する相談については迅速な対応を行っていく。	教育センター

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)学校の組織力の向上	⑤子どもや保護者等の教育上の不安や悩みを解消・軽減するため、専門家による面接相談や電話相談、関係機関との連携等を充実する。	全中学校区に加え、6校を拠点校とした小学校にスクールカウンセラーを配置した。 また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	全中学校区に加え、6校を拠点校とした小学校にスクールカウンセラーを配置し、その他必要に応じて派遣するなど、学校での教育相談体制の充実を図ることができた。 また、学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童虐待や福祉的な支援が必要な家庭を背景に抱える児童生徒のアセスメント・プランニング、また他機関との連携につなげることができた。	【23】	虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への繰り返される要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加している。特に学校現場では、事案の初期対応の段階から、法務の専門家に関わってもらうことで、速やかな問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることから、教育委員会事務局内における、法務相談体制の構築に向けた研究を進める。 学校を取り巻く諸課題に対応するため、令和6年度は、小中学校に派遣するスクールソーシャルワーカーを3人から6人に増員し、家庭・学校・地域と関係機関との連携による取組を推進する。 学校での教育相談体制を充実させるとともに、スクールカウンセラーのケース会議等への参加についても促進していく。 増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。	教育指導課
(2)学校の組織力の向上	⑥教職員の働き方改革を推進し、学習指導の質の向上等、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図る。	校務支援システムの効果的な運用に向けて、管理と改善を図ることで教職員の働き方改革を推進する。	△ (概ね達成)	教職員の負担軽減を図るため、校務支援システムについて、校長会等と連携しながら、課題整理を進めた。申請等の手続きに費やす時間を短縮し、教育活動に時間的な還元ができるよう、開発企業とも随時会議をもち、システムの改修を行っている。令和5年度は卒業証書を校務支援システムから出力できるようにした。 また、令和5年度は有志の事務職員を中心しながら、旅費申請に関してのマニュアルを作成し、配付した。(令和6年度は試行期間)	無	現状の業務の流れを一層踏まえたシステムになるよう改良を続け、学校現場の働き方改革を後押ししていく。 校務支援システムの運用については、操作マニュアルの確認や、複数人での点検について、学校に周知徹底を図る。 児童生徒にとって、最も影響力のある教育環境は教員であることを自覚させ、働き方改革により、教員の本来担うべき学習指導、生徒指導の優先順位を上げ、教員の資質・能力の向上への取組を、より一層推進する。	教育指導課・教職員課
(2)学校の組織力の向上	⑦個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、学校園が作成・保管する個人情報の保護及び公文書等の適切な管理を徹底する。	高槻市学校教育情報セキュリティポリシーを徹底し、最新のセキュリティ技術や個人情報の取扱いに関する知識の取得を目的として、校内担当者、新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。	○ (達成)	教育センター主催「情報教育担当者会」にて、各校1名配置の担当者に向けて情報セキュリティ対策の徹底についての研修を行った。 オンライン授業の実施においては、「オンラインを活用した学びの保障等に関する留意事項について」に基づき、個人情報保護を行ったうえで、実施した。 新規採用教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施した。また、高槻市学校教育情報セキュリティポリシーに基づき各校の情報セキュリティ状況を確認するため、自己点検を実施し情報セキュリティの啓発に努めた。	無	年3回の情報教育担当者会を通じ、各校1名配置の情報担当者に向けて、情報セキュリティの研修を行うことで、校内の周知に努める。経験の浅い教員等の認識不足による不適切な取扱につながらないよう、各学校においては、毎年定期的に研修を実施するよう指導する。 情報セキュリティに関して、職員等に対して社会動向の変化に対応した研修を実施する。	教育政策課・教育指導課・教育センター

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(3)教職員の資質・能力の向上	①「高槻市教職員研修方針」に基づき、経験の浅い教職員、ヤングリーダー、ミドルリーダー、管理職等各キャリアステージに応じた教職員研修や、本市の教育課題に即した教職員研修を効果的、計画的かつ体系的に実施することで、「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を図る。	教職員の資質・能力、実践的指導力の向上を目指し、自ら学び、成長する教職員の育成と指導・支援の充実を図ることを目的に、教科指導、道徳教育、学校安全、情報教育、特別支援教育に関する研修を企画、実施した。学校の授業改善担当者が参加する共同研究推進担当者会を実施した。人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の対象を拡大した。	○ (達成)	「教育公務員特例法」の改正により、令和５年度より教員の研修履歴の記録を作成した。併せて、大阪府教員等研修計画の改訂を踏まえ、「学び続ける高槻の教職員（高槻市教員等研修計画）」（令和５年４月改訂）の見直しを行った。 初任者研修（１年次）２０回、フレッシュ・スキル研修５回、フレッシュ・教師力研修１３回、管理職研修１３回、教務主任等研修５回の他、授業力の向上に向けた研修、教職員のキャリアステージや職能、教育課題等に応じた研修を企画、実施した。（オンライン研修含む） 教育センター研究校からの依頼を中心に、学校訪問による校内授業研究支援を延べ１１９回実施し、２，２３６人の教職員が参加した。教育センターにおける研修と合わせると、実施回数は４５５回、参加人数は１２，１４８人であった。 集合研修とオンライン・オンデマンド研修を効果的に組合わせて、教職員の資質・能力の向上を図った。 共同研究推進担当者会では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、実践校の取組報告などを通して、各校に広く発信及び普及し教員の資質・能力の向上に寄与した。 「質の高い授業」の創造を目指し、「学習指導」について研究をする学習指導拠点校区（第一中学校区）を委嘱し、研究を進めた。学習指導拠点校区において、研究体制、研究内容の共通理解を図り、研究の推進に向けた体制作りを行った。（再掲） 人材育成を図るため、公募による人事異動を行う「トライシステム」の対象を、これまでの「連携型小中一貫教育の推進をさらに効果的に進める教員の区分」等に加え、「学習指導拠点校区の取組に携わり授業力を高めたい教員の区分」、「SPS認証校における学校安全の取組に携わり、学校安全についての認識を深めたい教員の区分」に拡大した。	【24】 〈1～2〉	研修受講履歴の記録を活用して、管理職等が研修の受講奨励を含む適切な指導助言を行うことや、教職員が自らの学びを振り返ることにより、相互に資質・能力を高め合う職場環境づくりを進める。 共同研究推進担当者会は、自校だけでなく、校区で子どもにつけたい力を見据え、各学校へのヒアリングも行いながら「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を実施する。 学習指導拠点校区として、学習指導の改善について研究を行い、その成果を普及することで市内教員の指導力向上を図る。（一部再掲） 公募による人事異動を行う「「トライシステム」の活用を促し、校種間の人事交流や、人材育成を促進する。	教育センター・教職員課
(4)教育環境の整備	①より質の高いＩＣＴ教育の実現に向けて、ＩＣＴ機器を適切に維持管理し、計画的に更新する。	中学校拠点サーバの更新、中学校の電子黒板機能付きプロジェクタを更新した。 オンラインによる会議や研修の実施のほか、児童生徒間の交流の実施等、ＩＣＴを効果的に活用した取組を行った。	○ (達成)	機器の老朽化に伴い、中学校の拠点サーバの更新を行った。中学校の電子黒板機能付きプロジェクタについて、経年劣化の状況が著しく進行したため、５年間で更新する計画を前倒しの３年目で全ての更新を計画通り行った。 GIGAスクールにより大きく変化した学校ICT環境を、より効果的効率的に利用できるシステムの検討を行うため、高槻市教育ネットワークシステム検討委員会の会議を開催したほか、外部のコンサルティング事業者も活用し検討した。 各学校において、オンラインによる教職員の会議や研修、児童生徒間の中学校区での交流など様々な場面で、ＩＣＴ機器を効果的に活用した。また、夏季教育セミナーでは、各学校へのオンライン配信を行った。	無	各種ＩＣＴ機器について、計画的に更新を行う。 教育ネットワークシステム検討委員会において、現在の課題を解決し、より効果的効率的に利用できる、あるべきシステムについて検討を行う。 効果的に実施されているオンラインによる会議や研修、児童生徒間の交流について推進する。年３回の情報教育担当者会において、情報交換や好事例の共有により、各校における教育環境の整備をさらに進めていく。	教育政策課・教育センター
(4)教育環境の整備	②学校図書館の機能強化に向けて、計画的な蔵書の更新と環境整備を行う。	各学校の司書教諭等で構成される高槻市学校図書館運営協議会及び司書教諭連絡会で、学校図書館の整備充実のための各学校の取組を交流し、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能強化を図った。	○ (達成)	各学校が、蔵書管理について見直しを図るとともに、計画的に蔵書の更新を行った。また、学校図書館運営協議会及び司書教諭連絡会において、図書の選定・廃棄や蔵書構成について指導・助言を行い、学校図書館の機能強化を図った。 令和５年度より実施の「学校図書シン１００万冊計画」による蔵書の重点整備により、全小中学校で国が示す「学校図書館図書標準」を超えることができた。	無	学校図書館の環境整備としては、令和５年度から令和８年度の４年間で「学校図書シン１００万冊計画」の重点整備期間とし、蔵書の充実を図ることで読書環境の充実を図る。また連携型小中一貫教育の枠組みを生かし、全中学校区に校区学校司書を配置する。 学校図書館が、タブレット、図書、辞典、新聞等の情報ツールのそれぞれの特長を生かした活用方法を学べる場となるよう環境整備を推進する。各学校における図書の選定・廃棄が適切に行われるよう、司書教諭連絡会において引き続き指導・助言を行う。また、学校図書館と市立図書館のよりよい連携の在り方についても、引き続き市立図書館と連携し研究を進める。	教育指導課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(4)教育環境の整備	③障がいにより配慮を要する場合には、児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を受けることができるよう学習環境の整備を進める。	生活介助支援員、学習活動支援員の配置を行った。 また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して看護師免許を持つ医療的ケア支援員を配置した。	○ (達成)	命にも関わる障がいのある児童生徒の医療的なケアや、特別支援教育支援員を配置し、学校で過ごすうえで合理的な配慮を要する児童生徒の生活面や学習面の支援を行った。 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活が送れるよう、看護師の配置体制を整備し、よりよい医療的ケア実施体制を構築することができた。 通級指導教室において指導を受ける児童生徒のニーズが高まっていることから、令和5年度は前年度と比べ、小学校9教室、中学校5教室の増設置を行った。	【25】 〈1～2〉	看護師配置や通学支援等、学校生活支援のための医療的ケアについての体制整備に引き続き取り組む必要がある。 一人一人の障がいの状況に応じた学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備、とりわけ通級指導教室の増設置については計画的に推進する。	教育指導課
(5)小中一貫教育の推進	①これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育9年間の一貫性・継続性のある学習指導、生徒指導を推進する。	中学校区ごとに小中連携を推進する会議を設置するとともに、各学校に小中連携担当者を配置し、中学校区が連携した教育を推進した。 義務教育学校の設置に向けた取組について検討を行った。	△ (概ね達成)	学校内において小中一貫教育を推進するための校務分掌を工夫し、連携会議や授業研究会を開催する等、学校間の相互理解と連携を図ることができた。 全中学校区でのコミュニティ・スクールの導入を見通し、中学校区のめざす子ども像を実現するためのグランドデザイン（基本方針）の見直しを行った。 教育委員会事務局職員で構成する検討委員会を設置し、義務教育学校の設置に向けた協議を行った。また、本市の義務教育学校設置の在り方について、調査研究を行った。	無	全中学校区でのコミュニティ・スクールの導入を見通し、校長のリーダーシップのもと、義務教育9年間の一貫性、継続性のある学習指導・生徒指導を推進する。 外部委員で組織される会議体を設置し、義務教育学校の設置に向けた今後の取組について調査、審議を進める。	教育指導課・教育政策課
(5)小中一貫教育の推進	②幼児教育等の連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の質の向上を図る。	各学校に対し、異校種の学校と子どもの様子を交流するなど連携を積極的に行い、教育課程の編成や児童生徒理解に活かすように指導した。 小学校入学直後の生活を円滑にするために幼児期の教育と小学校の教育をつなぐ「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」を共有し発達の流れの理解に努めた。	○ (達成)	全ての小学校で幼稚園・保育所・認定こども園と、体験入学や入学に係る連絡会、連携会議、合同研修などを実施したり、全ての中学校で高等学校と、体験入学や進路に係る連絡会などを実施したりすることで、「縦の接続」を強めることができた。	無	隣接校種との連携を中心に、異校種との連携を進め、校種間の段差を低くするとともに、子どもの深い理解に基づいた教育活動を実施するよう指導していく。 「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の共有と幼児期から学童期への発達の流れを理解し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に努める。	教育指導課・保育幼稚園総務課
(6)「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	①学校運営協議会を設置した中学校区の実践や研究成果を共有するとともに、将来的に全ての中学校区でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を目指し、家庭・地域が学校教育に参画し、協働して子ども達の社会を生き抜く力を育成する「地域とともにある学校づくり」を推進する。	コミュニティ・スクール導入に係るモデル中学校区を指定し、学校運営協議会設置に向けた連絡会の開催や研修、中学校区の経営ビジョンや教育目標等の策定に向けた検討、学校運営協議会の運営など、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進した。	○ (達成)	令和5年度は、第2期モデル中学校区である3中学校区（第一中学校区、第七中学校区、第十中学校区）に学校運営協議会を設置し、各中学校区3回の会議を通して、学校のエデュケーション活動を地域と共有した。 第3期モデル中学校区として、新たに4中学校区（第三中学校区、柳川中学校区、五領中学校区、冠中学校区）を指定し、学校運営協議会の設置に向けた連絡会や校区の教職員や地域対象の研修会等を行い、設置準備を行った。また、分散進学校区におけるコミュニティ・スクールの設置モデルを構築することができた。	無	令和6年度は、第3期モデル中学校区である4中学校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールの機能が果たせるよう、支援を行っていく。 また、令和7年度に全中学校区で学校運営協議会を設置することを目指し、これまでのモデル事業の成果を普及させるとともに、学校運営協議会の立ち上げに向けた支援や助言を行っていく。	教育指導課
(7)幼児教育等の充実	①一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育む。	幼児理解を深め、環境を通して子どもの発達課題に応じた援助・支援を進める保育内容の充実を図った。	○ (達成)	公開保育等の研修や日々の会議等を通して個々の幼児の発達課題を職員間で共有し、一人一人に応じた丁寧な支援・援助につなげることができた。さらに、幼児が友達と遊びを進める中で、自分から環境に関わり豊かな体験ができるよう、環境の再構成や援助の工夫等、保育内容の充実に努めた。	【26】	公開保育や事例研究などの研修会を通して、子ども一人一人を多方面から捉え、姿・育ちや課題を共有し、遊びや身近な環境、豊かな体験を通して子どもの自発性や主体性等を育むよう努める。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	②教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努める。	園内研修において計画的に教育活動を実践し振り返り、評価・改善を行った。	○ (達成)	日々の記録を活かした週案会議や、公開保育などを通して保育を振り返るとともに、指導の過程についての反省や評価をPDCAサイクルにより進めることで指導計画の改善に努めた。	【27】	指導計画の改善を通して環境の再構築を行い、幼児理解を深めるとともに教育内容の向上を図る。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	③教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図る。	経験年数に応じた研修に参加し、教員の資質向上に努めた。	○ (達成)	新規採用者研修や10年経験者研修において幼児教育アドバイザーが指導助言を行うなどにより、個々の課題に応じた保育力向上につながった。また、経験のある教諭については公開保育やオンデマンド研修を重ねることにより、各個人の資質向上につなげることができた。	【28】	職員一人一人が子どもの人権に対する確かな感覚を養い、認識を深め、幼児教育・保育に対する基礎的理解を深めるとともに、力量を高めるための実践的な研修に取り組む。	保育幼稚園総務課

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(7)幼児教育等の充実	④異年齢児学級保育の中で自尊感情・自己有用感等、豊かな心を育む。	各学年の発達過程、姿や実態を踏まえた中で、遊びや生活、環境を通して子ども同士がかかわり、自他の違いを認識し、心が動かされる実体験を大切にしながら保育を行った。	○ (達成)	異年齢で生活する中で、子ども同士が他者への思いを深め、5歳児が3,4歳児なりの遊びを認め励ましたり、3歳児が4,5歳児に憧れの気持ちをもったりするなど、温かく応答的な関わりが多く見られ、子どもたちの遊びがより発展した。教諭が、それぞれの学年や発達過程による興味関心に応じた関わりを意識するとともに、教諭間で子どもへの関わりや姿を会議等において共有することで、子どもたちのより豊かな遊びにつなげていくことができた。	無	異年齢でのかかわりの中で、他者へのいたわりや思いやり、憧れの気持ちや態度、新たな活動への期待、挑戦意欲などの心の育ち、人と関わる力の育成などを目指し、自尊感情や自己有用感を高める保育につなげる。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	⑤年齢別活動等にも取り組み、学年の育ちの保障に努める。	学年活動の時間を設け、各学年の発達過程を踏まえて学年に応じた生活や遊びに取り組んだ。	○ (達成)	学年活動の時間に、同年代の子ども同士が活動する中で、気持ちを伝え合い、時には協力するなど、相互に影響し合う機会をもった。特に就学前である5歳児には、意識して十分に自己を発揮できる場となるような計画を立てた。	無	計画的に学年別活動の時間を設け、同年齢で刺激し合いながら活動に取り組むなどの多様な体験を重ねる中で、他の園児と協力したり支え合ったりして遊ぶ楽しさを経験しながら、ともに育つ保育に努める。また、近隣の園所との交流の時間を持ち、多数の同年齢集団の経験も味わえるように努める。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	⑥認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。	地域の小学校の教師と就学前施設の職員とが会議を通して、子どもの実態や課題について共有する事ができた。	○ (達成)	公開保育や研修を通して保・幼・認定こども園の施設の相互理解を図り、それぞれの課題などを共有することができた。また、小学校とも校区連携会議を通して中学校区内の子どもの実態や課題について話し合うことができた。	無	保・幼・認定こども園の保育内容や課題を共有した上で、相互理解の推進を図るとともに、引き続き校区連携を通して教職員同士が地域の子どもの実態や課題を話し合い相互理解の推進に努める。	保育幼稚園総務課
(7)幼児教育等の充実	⑦保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努める。	在園児の保育参観や懇談会等で保育の可視化を図るとともに、地域に向けての子育て相談、園庭開放・3歳児クラブ等、積極的に子育て支援を行うよう努めた。	○ (達成)	保護者とは日々の送迎時や保育参観・個人懇談を通して、子どもの成長に関心をもてるように促し子育ての不安解消に努めた。地域に向けては、子育て相談時のみならず、園庭開放・3歳児クラブの実施中にも、子育てに関する悩み事等について時間をかけて話すことができ、保護者にとって良い息抜きの場となっていた。	【29】	引き続き親と子の育ちの場や地域に開く場、保護者同士の交流の機会を提供することを通じて、保護者は園や地域とともに協力しながら子育てをする意識が高まるよう努める。	保育幼稚園総務課

○重点目標２－２ 家庭力の向上

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(2)PTAとの協働と活動支援	①ＰＴＡと協働して研修会等を実施することで、ＰＴＡ活動の充実・活性化を図る。	ＰＴＡ活動の充実・活性化を図るため、ＰＴＡ協議会と協働してリーダー養成の研修会を実施した。	○ (達成)	ＰＴＡは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、学校及び家庭における教育に理解を深め、その振興に努めるとともに、教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な活動を行う団体であるとされている。これらの活動を牽引するリーダーの養成を支援し、ＰＴＡ活動の充実・活性化を図るため、研修会等を実施した。	無	ＰＴＡ協議会と協働して研修会等を実施し、ＰＴＡ活動を牽引するリーダーの養成を支援する。	教育総務課
(2)PTAとの協働と活動支援	②現代の人権課題をテーマとした学習会等をＰＴＡと協働して開催し、保護者の人権教育を推進する。	様々な人権課題に対する理解を深めるために、学校園ＰＴＡと共催して「ＰＴＡ人権問題学習会」を開催した。	○ (達成)	学習会は、各学校園ＰＴＡ自らが企画し、「ヤングケアラー」「性教育」「お小遣い」などの社会的課題を反映したテーマを取り上げた学習会が行われた。	【30】	様々な人権課題に対する理解を深め、子どもを育てる保護者の人権感覚を養い、家庭の教育力向上を目指すため、学校園ＰＴＡと協働する。	教育総務課
(2)PTAとの協働と活動支援	③保護者が子育てや家庭教育について学ぶ「家庭教育学習会」をＰＴＡと協働して開催し、家庭の教育力向上を推進する。	家庭の教育力向上のために、学校園ＰＴＡと共催して「PTA家庭教育学習会」を開催した。	○ (達成)	各学校園ＰＴＡ自らが企画し、「小学生が巻き込まれる契約トラブルとネットトラブル」「お片付け」「思春期の子どもとの関わり方」などの身近な課題を反映したテーマを取り上げた学習会が行われた。	【31】	生活スタイルの多様化、地域の人間関係の希薄化、家庭の孤立化など、子育て世代を取り巻く社会環境の変化が著しい中、学校園PTAと協働して、家庭教育を推進する。	教育総務課
(3)福祉機関等との連携	①福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、関係各課や他機関等との連携の一層の充実を図り、適切な援助・支援を行う。	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーの派遣を行った。	○ (達成)	学校の要請に応じて、スクールソーシャルワーカーを派遣することで、児童虐待や福祉的な支援が必要な家庭を背景に抱える児童生徒のアセスメント・プランニング、また他機関との連携につなげることができた。	無	増加する不登校や虐待等の課題に対し、家庭への多様な支援方法を検討しながら、課題解決を図っていく。 また、令和6年度はスクールソーシャルワーカーをこれまでの3人体制から6人体制に増員し、より充実した支援を行っていく。	教育指導課・ 保育幼稚園総務課

○重点目標２－３ 地域力の向上

基本施策	教育努力目標 (具体的目標)	令和5年度の事業概要	結果及び評価		結果及び評価の根拠となる実績等 (資料参照)	今後の方向性	担当課
(1)地域等との協働の推進	①コミュニティ・スクール導入中学校区において、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指す。	コミュニティ・スクール導入中学校区に、地域学校協働活動推進員を配置し、学校運営協議会が承認した学校運営の基本方針の実現につながる支援活動が行われるよう、推進員が学校と地域をつなぐ活動を行った。 学校活動サポーターが、学校を支援する地域学校協働活動を行った。 学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動が行われ、学校を核とした地域づくりが推進するようモデル校区の地域住民との話し合いを重ねつつ、地域向けの研修会を実施した。	○ (達成)	コミュニティ・スクールを導入した5つの中学校区に地域学校協働活動推進員を各1名ずつ配置した。 コミュニティ・スクール導入中学校区において、学校教育活動サポーターによる学校支援活動が行われた。 地域向けの研修会を行うことで、学校運営協議会と一体的に学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動の準備を進めた。	無	令和6年度は、第3期モデル中学校の4中学校区において学校運営協議会が設置されることに伴い、新たに地域学校協働活動推進員を各中学校区に配置し、円滑な地域学校協働活動へのサポートを行う。 また、令和7年度には全中学校区においてコミュニティ・スクールが導入される予定であることから、令和6年度同様、推進員の適正な配置と活動に対する円滑なサポートを目指す。 これまでの事業成果等を踏まえ、地域学校協働活動推進員や学校教育活動サポーターを中心に、学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動を推進することで、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指す。	教育総務課
(1)地域等との協働の推進	②地域・家庭・学校が連携、協働する地域教育協議会のネットワークを生かし、「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を高めるとともに、円滑な地域学校協働活動を推進する。	13中学校区に設置されている地域教育協議会と各学校が連携し、学校・家庭・地域社会が協力して地域の総合的な教育力を向上させる取組を進めた。	○ (達成)	地域の諸団体で構成される地域教育協議会と各学校が連携し、地域の特性を活かしつつ、取組を行った。	無	令和6年度は、地域教育協議会と学校・家庭・地域社会が協力して地域の総合的な教育力を向上させる取組を実施する。 令和7年度以降は、全中学校区でコミュニティ・スクールが導入される予定であることから、地域教育協議会事業については、発展的解消を迎え、コミュニティ・スクールの枠組みを活用した地域学校協働活動を推進する。	教育総務課
(1)地域等との協働の推進	③地域の参画を得て、学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じて子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりとして、放課後子ども教室を推進する。	放課後等に、子どもたちが多様な体験や世代間交流ができる放課後子ども教室を、全小学校区で開室し、地域の参画を得て実施した。	○ (達成)	各放課後子ども教室におけるコロナ禍からの活動回復が進み、昨年度と比べて、実施日数や参加児童数が増加し、子ども達の多様な体験や学びの場づくりを推進することができた。	【32】	地域の参画を得て、学習支援や多様なプログラム、スポーツ活動等を放課後子ども教室で行い、子ども達の多様な体験や学びの場づくりを推進する。	教育総務課

＜資料＞ 結果及び評価の根拠となる実績等

【1】 〈1〉	全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比（小学校）				
		R元	R3	R4	R5
	国語	0.98	1.01	1.01	1.01
	算数	1.03	1.01	1.03	1.02

【1】 〈2〉	全国学力・学習状況調査の平均正答率の対全国比（中学校）				
		R元	R3	R4	R5
	国語	1.01	1.02	1.01	1.04
	数学	1.05	1.07	1.07	1.09

【2】	校内授業研究支援 参加延べ人数（人）				
		R2	R3	R4	R5
	小学校	807	1,276	1,749	1,371
	中学校	565	838	1,023	865

【3】 〈1〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか。」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)				
		R元	R3	R4	R5
	小学校(市)	56.9	68.7	71.0	75.2
	小学校(全国)	65.7	73.0	72.7	74.8
	中学校(市)	66.1	76.5	78.4	81.9
	中学校(全国)	61.5	70.2	72.1	72.6

【3】 〈2〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいますか」に対し、肯定的回答をした児童生徒の割合(%)				
		R元	R3	R4	R5
	小学校(市)	66.0	69.6	71.5	76.7
	小学校(全国)	73.4	73.5	73.8	75.7
	中学校(市)	64.5	67.6	71.6	73.4
	中学校(全国)	65.6	69.8	71.7	71.6

【４】 〈１〉	「学びup↑講座」の延べ実施回数(回)と延べ参加人数(人)				
		R2	R3	R4	R5
	中学生 延べ実施回数	360	450	540	396
	中学生 延べ参加人数	14037	12566	13907	10526
	小学生 延べ実施回数	-	-	-	306
	小学生 延べ参加人数	-	-	-	4494

【４】 〈２〉	全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙の質問「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」に対し、肯定的回答をした生徒の割合(%)				
		R元	R3	R4	R5
	小学校(市)	65.4	68.4	63.3	66.0
	小学校(全国)	71.5	74.0	71.1	70.7
	中学校(市)	45.1	64.8	51.5	51.1
	中学校(全国)	50.4	63.5	58.5	55.0

【５】	リーディングチームによる巡回相談数（回）				
		R2	R3	R4	R5
	小学校	23	32	29	18
	中学校	2	2	3	4

【６】	日本語指導支援協力者派遣回数（回）				
		R2	R3	R4	R5
	小学校	387	380	511	672
	中学校	400	419	252	344

【７】 〈１〉	ICT機器を１日平均２回以上利用するクラスの割合(%)			
		R3	R4	R5
	小学校	81.7%	78.3%	92.2%
	中学校	82.3%	91.3%	95.6%

令和5年度から、小学校低学年（小１～小３）は１日平均１回以上利用に集計を見直し

【7】 〈2〉	教員のICT活用指導力の状況の肯定意見の割合(%)				
		R2	R3	R4	R5
	理解・習熟度に応じた指導力	63.3%	72.3%	74.1%	76.7%
	効果的に活用させる指導力	59.5%	70.1%	73.9%	76.1%
	自分の考えをまとめさせる指導	64.1%	71.9%	71.5%	74.5%
	互いの考えを共有し活用させる指導力	59.5%	72.0%	72.5%	72.3%

【7】 〈3〉	Wi-Fiがない家庭に対するモバイルルータの延べ貸出台数(台)				
		R2	R3	R4	R5
	台数	-	2,632	897	766

令和5年9月から貸出制度の変更を実施

【8】	全国学力・学習状況調査における児童質問紙の質問「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」(R4まで)、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」(R5)に対し、肯定的回答をした児童の割合(%)				
		R元	R3	R4	R5
	小学校	50.1	49.0	49.9	74.2

【9】	高槻市人権教育推進協議会が主催する研究会への参加人数(人)			
	R2	R3	R4	R5
	203	1987	2144	2026

【10】	生徒指導主事等連絡会などの実施回数(回)				
		R2	R3	R4	R5
	生徒指導主事等	9	11	11	11
	小学校生徒指導	4	6	5	5
	小中学校生徒指導	6	5	5	6
	補導連絡会	7	6	10	10

【11】	中学校区内で他校と連携を行った学校数	
		R5
	小学校	6
	中学校	3

【12】	「たかつき安全NOTE」を学校安全の3領域全ての学習において活用した学校数		
		R4	R5
	小学校	41	41
	中学校	18	18

【13】	実践的な避難訓練を実施した学校数			
		R3	R4	R5
	小学校	39	39	40
	中学校	17	17	15

【14】	学校安全推進責任者が主となって校内研修を実施した学校数	
		R5
	小学校	27
	中学校	14

【15】 〈1〉	学校給食における地元産米使用量（kg）			
		R3	R4	R5
	小・中学校	249,910	251,480	242,150

【15】 〈2〉	学校給食における地元産野菜使用量（kg）			
		R3	R4	R5
	小・中学校	9,741	9,692	8,756

【16】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（点）				
		R元	R3	R4	R5
	小学校（男子）	52.84	52.06	50.61	50.78
	小学校（女子）	53.89	52.93	51.73	51.9
	中学校（男子）	39.45	37.71	39.23	39.44
	中学校（女子）	49.12	44.65	44.40	44.27

【17】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における 質問「体育の授業は楽しいですか」に対し、 「楽しい」と回答をした児童生徒の割合（％）				
		R元	R3	R4	R5
	小学校（男子）	68.7	67.7	64.3	69.6
	小学校（女子）	51.0	50.1	51.9	54.5
	中学校（男子）	43.9	38.0	48.4	40.5
	中学校（女子）	31.5	25.9	30.9	28.5

【18】	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の 1週間の総運動時間（分）				
		R元	R3	R4	R5
	小学校（男子）	597.6	542.3	598.2	610.8
	小学校（女子）	315.7	348.2	348.4	300.7
	中学校（男子）	851.9	652.5	752.3	729.8
	中学校（女子）	662.5	506.5	715.3	706.4

【19】 〈1〉	老朽化したトイレの洋式化(工事)			
		R3	R4	R5
	小学校	6校11箇所	8校18箇所	9校18箇所
	中学校	8校10箇所 (女子のみ)	10校16箇所 (女子のみ)	5校9箇所

【19】 〈2〉	老朽化したトイレの洋式化(設計)			
		R3	R4	R5
	小学校	8校18箇所	9校18箇所	11校16箇所
	中学校	10校16箇所 (女子のみ)	5校9箇所	5校9箇所

【19】 〈3〉	エレベーター設置（工事）			
		R3	R4	R5
	小学校	1校	2校	-
	中学校	1校	-	1校

【19】 〈4〉	エレベーター設置（設計）			
		R3	R4	R5
	小学校	2校	-	2校
	中学校	1校	1校	-

【19】 〈5〉	エアコン設置（工事）				
			R3	R4	R5
	教室空調	小学校（更新）	-	-	-
		中学校（更新）	-	-	-
		小学校（新設）	-	1校	-
		中学校（新設）	-	-	-
		小学校 （更新・新設）	1校	-	-
		中学校 （更新・新設）	1校	-	-
	学校空調設備 更新等事業	小学校 （更新・新設）	-	-	40校
		中学校 （更新・新設）	-	-	17校
	体育館空調	小学校（新設）	-	-	3校
		中学校（新設）	-	-	2校

【19】 〈6〉	校舎の改修工事（屋根・外壁等）			
		R3	R4	R5
	小学校	3校3棟	3校3棟	2校2棟
	中学校	2校2棟	1校1棟	-

【19】 〈7〉	体育館の改修工事（屋根・外壁・内部等）			
		R3	R4	R5
	小学校	2校	3校	2校
	中学校	-	-	-

【20】	幹線通学路の一斉点検調査及び「通学路の危険箇所連絡窓口に寄せられた」要望に対する改善・調整件数（件）			
		R3	R4	R5
	改善・調整	381	489	302

【21】 〈1〉	セーフティボランティア登録者数		
	R3	R4	R5
	1,499	1,328	1,357

【21】 〈2〉	「こども見守り中」の旗掲示協力者数		
	R3	R4	R5
	6,778	6,889	6,771

【22】	教育相談件数				
		R2	R3	R4	R5
	面接教育相談	2,773	2,725	2,553	1,978
	電話教育相談	447	224	229	298

【23】	S C 配置のべ時間数 (h)				
	S C 緊急派遣のべ時間数 (h)				
		R2	R3	R4	R5
	配置時間数	3780	4836	6299	4611
	緊急派遣時間数	575	492	193	462

【24】 〈1〉	教育センター主催の教職員研修参加人数 (人)				
		R2	R3	R4	R5
	基本	2,386	2,635	3,162	2,601
	専門	3,529	3,932	4,315	4,461
	特別	4	1,546	1,449	2,850

【24】 〈2〉	教育センター主催のオンライン/オンデマンドの教職員研修の割合				
		R2	R3	R4	R5
	小中学校	21.7%	45.9%	12.4%	19.6%

【25】 〈1〉	生活介助支援員・学習活動支援員配置校数 (校)				
		R2	R3	R4	R5
	小学校	34	38	41	41
	中学校	15	18	17	17

【25】 〈2〉	医療的ケア活動支援員配置校数 (校)				
		R2	R3	R4	R5
	小学校	5	5	8	8
	中学校	3	3	1	0

【26】	課題別実践研修			
		R3	R4	R5
	実施回数 (回)	28	36	32
	参加人数 (人)	450	461	555
	加配教諭			
		R3	R4	R5
	配置数	36	39	38

【27】	園内研修			
		R3	R4	R5
	実施回数（回）	210	220	218

【28】	職員研修			
		R3	R4	R5
	実施回数（回）	102	125	135
	参加者数（人）	358	1001	1631

【29】	子育て支援事業			
		R3	R4	R5
	参加者総数（人）	7261	8417	9461

【30】	P T A 人権問題学習会			
		R3	R4	R5
	実施回数（回）	13	22	21
	参加者数（人）	1,079	1,578	1,134

【31】	P T A 家庭教育学習会			
		R3	R4	R5
	実施校数 （校数）	17	30	30
	参加者数 （人）	967	1,480	948

【32】	放課後子ども教室			
		R3	R4	R5
	参加児童数 （人）	11,030	21,682	25,637
	実施日数 （日）	396	722	854